

右翼團體の非合法運動

一 英雄政治時代に於ては、その政治権力は、一にその英雄の存在が権力把持の唯一絶対の中心となつてゐたから、その個人の亡滅は忽ち根本的政治的變改を惹起せしむることが可能であつた。それがために政治的暗殺が頻繁に行はれたのである。例へばローマに於けるシーザーの暗殺はその権勢力を一舉に分解せしめた。シエークスピヤの作物に現はれたる多くの暗殺行爲が、必ず一度は暗殺行爲者をして権勢家たらしめてゐる。わが國の戰國時代に於ても権勢家の亡滅は忽ちその権勢を失墜分解亡滅せしめるのが常であつた等々、その東西を問はず暗殺行爲が政權獲得の手段として用ゐられたことは事實である。

しかしながら、英雄政治が、眞實はその背景となる民衆の政治であつたこと、又民衆が自主的自覺を強めるにつれ、佛國革命を楔機として世界を風靡したデモクラシーの思想が傳播し發達するにつれて、世界の政治機構は大方政黨政治を基調とするに至り、それを行つて立憲政治の常道とする民衆的自覺並に憲法的、政治的理論が確立するに至つた近代に於ては、政黨勢力

の強弱は、その中心人物の存在に重點を置くといふよりも、その主義政綱の如何により、その歴史的事實により、更らに地盤民衆の向背の關係によつて決定せられるやうになつた。従つて政權獲得の方法は一に各政黨の民心獲得鬭争の形式をとるに至つたのである。即ち、その具體的方法としては、總選舉に於ける選舉鬭争、換言すれば政黨の議會勢力（議員數）の獲得が政權争奪の唯一の合理的且つ實際的方法と轉化して來たのである。

二 政治機構が、政黨に基礎を置くやうに整然たる組織的構成をなすに及んでは、その黨首が首班となる内閣に政權が移動することは議會政治の性質上當然の歸結となり、又その黨首の存在は政黨あつての存在であり、黨首あつての政黨ではないから、黨首の肉體的存亡が、その政黨の致命的衰亡の直接原因ではあり得ないと同時に必ずしも政治勢力の黨派的移動を隨伴するものではない。

その二例として示せば、原敬首相（政友會總裁）が東京驛頭に刺殺せられるや高橋政友會内閣が出現し、加藤高明首相（憲政會總裁）が病歿するや若槻憲政會内閣が出現したるが如きである。濱口首相が不幸にして撃殺せられたりしとするも大方一應は民政黨内閣を以て後繼内閣となつたことであらう。

だが、しかしながら、政治的意見の對立は、互にその主義主張の實現を希望するものであり、自己と對立せる政治見解を否定せんとする。けれども、立憲政治下に於ける政府は、議席の多數黨を味方としてその支持の上に自己の政綱政策の實現に邁進すべきであり、それに對立する反對黨の批難に對しては、權力を以て抗争排拒しつゝ前進する。議會政治に於ては、多數黨の政綱は、その質の如何に拘らず一應は是認せられ實行に移される。

この場合に、小數黨の政綱は、如何に質的に純良であり優越せるものであつても一應は否定せられるであらう。この事實に對して小數黨の政綱の支持者が、自己の主張に熱情的信奉を保持せば持つほど憤激を感じるであらう。そこに實力行使による政變劃策の危険性が醸成されるのである。

三 若し、政府當局者の施政を誤謬なりとし、それが國家國民のために不利なるものとする政治的意見の持主が、政權をして自己の希望通りに進行せしむるに可能なる希望を持ち得ざる場合、又彼れが自己の希望を急速に實現する必要ありと確信したる場合には、現在の法制に於ても處すべき合法的手段を見出し得ないわけではないが、しかし往々にして熱血漢、政治狂等をして愛國愛國の公憤的激情を高潮せしめ、英雄主義的自己陶醉感を激成し、遂に決死的

暴力行爲を敢行するに至つた。即ち滿洲事變以前は右翼分子の直接行動は單獨行動にして比較的影響もそれ程大きくなかつたが、滿洲事變以後に於ては、内外の諸情勢の緊迫に刺戟され國內改革に急なるの餘り、大規模なる直接行動を敢行して一舉に目的を達せんとする、所謂團體蜂起の形態をとり、従つて之が及す社會的影響も大なるものがあつた、かくて所謂血盟團事件以來二・二六（帝都叛亂）事件頃までは直接行動横行時代を出現した、僅々四年間に三十餘件の直接行動事件を發生せしむるに至つた。左に其の主なるものを擧よう。

1. 血盟團事件

本事件は昭和七年二月九日元藏相井上準之助が選舉應援演説の爲め東京市本郷區駒込町駒込小學校の會場に入らんとする利那、小沼正に拳銃にて射殺され、次で同年三月五日午前十一時頃當時財界の巨頭たりし團琢磨を東京市日本橋區駿河町三井銀行本店入口にて小沼の同志菱沼五郎に同じく拳銃にて射殺されたるに依り之等名士相次遭難事件背後關係に付き嚴重取調の結果日昭事、井上昭を中心とする所謂血盟團なる國家革新を目的とする秘密結社を發見するに至つたものである。其の内容の概略を述べれば左の如し。

イ、犯罪の動機

中心人物たる井上昭は東洋協會専門學校二年を中途退學し明治四十三年渡滿し滿鐵及陸軍の牒報勤務等をなし大正二年には北京に至り所謂支那革命に参加し其後は商業の傍ら牒報勤務等を支那にて爲し居りたるが大正九年末歸國し大正末期頃より國家主義の研究をなし昭和二年頃より禪學、日蓮宗を研究しつゝ一方當時我國情を見て社會主義者の増加と政黨財閥並に特權階級相結託し私利私慾を圖り國利民福を顧みず腐敗墮落の極に在りとなし、其の例證として近時續出せる幾多の疑獄事件昭和六年末の弗の思惑買並に倫敦海軍條約に關する統帥權干犯問題等を擧げて之れを痛撃し、爲政の局に在る者事毎に國策を誤り内治外交に失敗し殊に疲弊せる農村を捨て、顧みざるにより農村は今や瀕死の状態に在り、延いては國民思想の惡化を醸成せしめ其の結果は現下の我國情は各方面とも全く行詰り、危急存亡の秋に遭遇し居りて爲政者其の他支配階級の地位に在る者は之れが匡救に専念せざるべからざるに不拘彼等は毫も之れに顧念することなく徒に利を征し目前の權勢維持に努め帝國議會は政權慾に燃ゆる墮落政治家と利權慾に渴する背徳議員の亂鬪場と化し、且陰謀是事とし私利の爲には國家の利害を無視し、政敵を瘡す爲には國家の名譽信用をも躊躇して顧みず、眞に國政を議するの誠意と資格とを缺く者多く彼等の手に國政を委ぬるは國家を滅亡に導くものにして、合法手段を以てしては到底革正

の實を擧ぐることも能はず、而も今や内外共に事態は刻々逼迫し寸刻の猶豫を許さざる危機に直面し居るを以て憂國の熱情傍觀するに忍びず、と思考し茨城縣磯濱町に日蓮宗護國堂を建立し其の住職となり、同地の小學校訓導古内榮司と思想的共鳴をなし、且つ同地の青年黒澤大二、小沼正、菱沼五郎、川崎長光等を集め日蓮宗布教の傍ら極端なる右翼思想を注入し一方之等青年を右翼團體に加盟せしめた。

昭和五年末頃井上は護國堂を他に譲り上京漢學者故權藤成卿(善太郎)方に入出し故海軍中佐藤井齊及須田太郎、四元義隆、久木田祐弘、田中邦雄、田倉利之、星子毅、森憲二等と思想的共鳴を爲し天皇中心の國家建設に關し直接行動を主張し爾來權藤方隣家の空家に屢々會合協議すると共に前記古内榮司以下の磯濱町青年とも連絡を取り、遂に七年一月上旬所謂血盟團の結成を見るに至つたのである。

□、犯罪事實

昭和七年一月三十一日井上、古内、田倉、須田、池袋等の間に、一、直に吾々民間の手に依り直接行動に移るべきや、一、近く必ず起るべき革命(五・一五事件のこと)の本隊に合流して之と共に行動すべきやに就き討議の結果前案に決定し、目標人物及其の擔當者を左の如く

決した。

池田成彬(古内) 西園寺公望(池袋) 幣原喜重郎(久木田) 若槻禮次郎(田中) 徳川家達(須田) 牧野伸顯(四元、田倉) 井上準之助(小沼) 伊東巳代治(菱沼) 團琢磨(黒澤) 犬養毅(森) 星子毅 には京都に至り拳銃調達し犬養毅、床次竹次郎、鈴木喜三郎、若槻禮次郎、井上準之助、幣原 喜重郎の中、關西方面に到りたるものを暗殺すること等を定めてたのであつた。

一方井上は前記兼ねて親交ある(五・一五事件の) 故藤井中佐、伊藤少尉等より拳銃九挺及 實彈數百發を入手し之を前記空家に陰匿し直接行動決行の際交付することとし、其の機會を凡 有る手段を以て窺つゝあつたが井上、團兩暗殺事件が端緒となり全部檢舉せらるゝに至つたの である。

而して本件は後に述する所の五・一五事件とも井上一派とは連絡ありたることは注目すべき である。

ハ、判 決

本件は昭和八年一月末豫審終結決定し以來公判に回附せられたるも所謂公判闘争の形を取り 容易に審理進行せざりしも前後約百回の審理にて昭和九年十一月二十二日左の通り判決せられ

た、何れも第一審で服罪した。()内は求刑。

無期懲役 (死)	刑	殺	人	東京市	井上	昭(四九)
懲役十五年 (同)	同	同	同	水戸市元小學校訓導	古内	榮司(三四)
無期懲役 (同)	同	同	同	茨城縣 無職	小沼	正(三四)
同	同	同	同	茨城縣 無職	菱沼	五郎(二三)
懲役十五年 (無期懲役)	同	同	同	鹿兒島縣元東大法學部學生	四元	義隆(二七)
同 八年 (懲役十五年)	同	同	同	宮崎縣元東大法學部學生	池袋	正(三〇)
同 六年 (同十年)	同	同	同	福島縣元國學院學生	須田	太郎(二七)
同 六年 (同十年)	同	同	同	鳥取縣元東大法學部學生	田中	邦雄(二六)
同 六年 (同十年)	同	同	同	福井縣元京大文學部學生	田倉	利之(二七)
同 四年 (同六年)	同	同	同	熊本縣元京大法學部學生	星子	毅(二七)
同 四年 (同八年)	同	同	同	兵庫縣元京大法學部學生	森	憲(二四)
同 四年 (同八年)	同	同	同	茨城縣 無職	黒澤	大(二五)
同 三年 (同七年)	同	同	同	東京市 建築業	伊藤	廣(四)

右翼團體の非合法運動

2. 五・一五事件

昭和七年五月十五日夕刻、未だ血盟團事件の恐怖去りやらぬ時、突如帝都に勃發したる不祥事件即ち海軍士官、陸軍士官學校生徒等により行はれたる犬養首相暗殺、警視廳、政友會本部、牧野内府邸、日本銀行襲撃事件、並に愛郷塾生等の帝都暗黒化を目的とする市内外の各變電所襲撃及び三菱銀行投彈、血盟團殘黨川崎長光の西田税狙撃事件にして社會を震撼せしめたるものである。(一名兵農決死隊事件とも云ふ)

イ、事件の概要

我國の當時の現状を痛憤し、其の根源は指導階級の墮落と專横に在とし、之が改造の爲め非常手段を以て之等指導階級即ち政黨財閥並に特權階級の打破を志し居たる急進的陸海軍人及愛郷塾一派は血盟團一派の意志を繼承して其の目的を達せんと策謀し。しかして大川周明の主義に共鳴せる海軍一派は故藤井少佐と共に急進革新主義を主張し、井上昭及愛郷塾長橋孝三郎と肝膽相照し、一方古賀中尉は友人たる陸軍士官學校中途退學者池松武志を共鳴せしめ之を通じて陸軍士官學校内の急進分子を糾合せしめ又橋孝三郎は自己經營の塾生を煽動し一味に參劃せしめたのである。斯して昭和七年三月中旬以來は中心人物は度々土浦町の料亭に集合協議を凝し

實行計劃を樹立遂に五月十五日午後五時を期して行動團は一齊に計劃を實行したる後軍人側は憲兵隊に自首したるものである。而して軍人側は之を三班に分ち其行動は左の如し。

ロ、行動の概要

第一班(A組) 襲撃場所 首相官邸表門及び警視廳 (集合場所) 靖國神社境内

指揮者 海軍中尉 三上 卓

参加者 黒 岩勇(海軍豫備少尉) 後藤映範(士官候補生) 八木春雄(同上)

石關 榮(同上) 計將校二名、士官候補生三名

行動概要 右五名は裏門擔當の四名と共に陸海軍の制服を着用して五月十五日午後五時四十分指定された靖國神社境内に集合した上ピストル三挺、手榴彈三個、短刀二振を所持三上中尉指揮のもとに自動車で麴町區永田町内閣總理大臣官邸正面玄關へ乗りつけ土足のまゝ邸内日本間に侵入した、指揮官三上中尉は先づ床に向つてピストル一發を發射したのも首相にも一發狙撃、首相が俯伏しになつたところを黒岩少尉がさらに一發發射した、このほか黒岩は守衛に一發、後藤は玄關から逃げる男をめがけて一發々射したが官邸警戒中の警視廳巡查田中五郎、平山八十松氏はこれらの彈丸をうけて各重傷をうけたのも田中巡查は遂に絶命した、一行中の黒

岩豫備少尉、陸軍士官候補生八十春雄は首相官邸襲撃後さらに別行動をとつて警視廳表玄関を襲撃、追跡して来た新堀警部にピストル一發を發射した。

第一班(B組) 襲撃場所 首相官邸裏門、警視廳、日本銀行 (集合場所) 靖國神社境内

指揮者 海軍中尉 山岸 宏

参加者 村山格之(海軍少尉) 篠原市之助(士官候補生) 野村三郎(同上)

將校二名、士官候補生二名

行動概要 集合場所でA組と別れた一行はピストル三挺、手榴彈三個、短刀一振り所持、自動車で首相官邸裏門に到つて村山少尉は門壁に向つてピストル一發を發射した、續いて篠原は裏門警戒に當り空に向けてピストル一發を發射したが官邸襲撃後村山少尉、野村候補生及び表門擔當のA班黒岩、八木兩名と合して警視廳の正面玄関を襲撃、ピストルを擬して二階に侵入、さらに日本銀行を襲つて野村は手榴彈一個を投擲炸裂せしめた。

第二班 襲撃場所 内大臣官邸、警視廳 (集合場所) 高輪泉岳寺前茶屋

指揮者 海軍中尉 古賀清志

参加者 坂本賢一(士官候補生) 西川敏雄(同上) 菅 勤(陸軍士官學校生徒)

池松武志(同校中途退學) 計將校一名、士官候補生二名、元候補生一名

行動概要 第一班同様陸海軍制服で十五日午後五時二十分高輪泉岳寺前右側茶屋に集合、ピストル三挺、手榴彈四個、短刀三振り所持、古賀中尉指揮のもとに自動車で芝區三田臺町一ノ五内大臣官邸へ乗りつけて表門から侵入古賀中尉は手榴彈一個を玄関に投擲炸裂させたうへピストル一發を發射して邸内を警戒中の警視廳巡查橋井龜一氏に負傷させた、池松もまた手榴彈一個を投じたが不發に終つた、同邸内襲撃後同隊はさらに自動車で途中「日本國民に懺す」と題したガリ版刷りの檄文を撒布しつゝ警視廳玄関(司法省寄り)を襲つて菅、坂本兩名は各手榴彈一個づゝを投擲したがいづれも不發に終つた、古賀中尉はピストル二、三發、西川、池松は同じく一發づゝを發射したがこのため警視廳書記長坂弘一並びに新聞記者高橋巍兩氏は重傷を負つて警視廳玄関を鮮血で染めた。

第三班 襲撃場所 政友會本部、警視廳 (集合場所) 新橋驛前

指揮者 海軍中尉 中村義雄

参加者 中島忠秋(士官候補生) 金清 豊(同上) 吉原正巳(同上)

計將校一名、士官候補生三名

右翼團體の非合法運動

行動概要 一行は十五日午後五時半ごろ指定された新橋驛前に集合して一、二班同様自動車
で麴町区内山下町二ノ一政友會本部正面玄関を襲撃、指揮者中村中尉は手榴彈二個、中島・金
清は各一個を投擲したが中村中尉のものは不發に終つた、一行は更に自動車で第二班と合流、
警視廳を襲撃して手榴彈一個を道路から東側の高窓めがけて投げつけ弾は地上に落下して炸裂
した。

一方常人側の行動隊は左記の如し。

○東電淀橋變電所 温水秀則が擔當、午後七時四十分頃手榴彈一個を冷却装置に投擲炸裂せし
めて冷却塔の下方を破壊した。

○同田端變電所 塙五百枝が擔當、午後七時十分ごろ變電所建物めがけて手榴彈一個を投擲し
たが不發に終つた。

○同龜戸變電所 矢吹正吾が擔當、午後八時ごろ手榴彈一個を投擲したが不發に終り、ハンマ
ーで冷却用ポンプ及び室内スキッチを切斷して送電を一時中止させた。

○同目白變電所 小室力也が擔當、午後七時ごろ手榴彈一個を携帯して襲撃したが警戒嚴重で
目的を遂げずに逮捕された。

○同鳩ヶ谷變電所 横須賀喜久雄が擔當、午後七時半ごろ手榴彈を投擲炸裂せしめて抵抗器、
冷却用ポンプ、室内スキッチ、水壓器の一部を破壊。

○鬼怒電東京變電所 大貫明幹、高根澤與一が擔當、手榴彈一個を投擲してポンプ及び室内配
電スキッチを破壊。

○三菱銀行襲撃 常人側行動隊員中の明大生奥田秀夫は五月十五日午後七時ごろ手榴彈二個を
携帯して麴町區丸の内二ノ三三菱銀行本店を襲ひ、うち一個を投擲炸裂せしめて窓硝子十餘枚
を破損させた。

○尙同志川崎長光は同志と相謀りて西田税に不信行爲ありとして之を襲ひ拳銃にて重傷を負せ
たり、而して本件背後の人物は前記取調に伴ひ神武會長、右翼運動の巨頭法學博士大川周明、
柴山塾頭本間憲一郎、天行會長(頭山滿の三男)頭山秀三等が本件の背後にあり、資金武器等を
供給し其行爲を援助したる事判明、次々に檢舉せられたり。

ハ、判 決

1. 陸軍側即ち陸軍士官候補生後藤映範以下十一名は第一師團軍法會議に於て昭和八年九
月十八日左の如く叛亂罪を以て判決あり、服罪す。

右翼團體の非合法運動

禁錮四年(大分縣)後藤映範(三三) 同(山口縣)中島忠秋(三五) 同(愛媛縣)篠原市之助(四四)
 同(愛媛縣)八木春雄(四四) 同(石川縣)石關 榮(四四) 同(山口縣)金清 豐(四四) 同(青森縣)
 野村三郎(三三) 同(福岡縣)西川武敏(三三) 同(茨城縣)菅 勤(三三) 同(宮崎縣)吉原政巳(三三)
 同(宮崎縣)坂元兼一(二四)

2. 海軍側即ち中尉三上卓以下六名及海軍大尉塚野道雄外九名も關係者として取調たるに
 内五名は不起訴となり残は昭和八年十一月十三日東京軍法會議に於て左の如く判決あり
 たり。叛亂罪及叛亂豫備罪にて處斷せらる。

禁錮十五年(求刑 死刑) 休職海軍中尉 (佐賀縣) 古 賀 清 志(二六)
 同 (同) 同 (同) 三 上 卓(二六)
 同 十三年(同) 豫備海軍中尉 (同) 黒 岩 勇(二七)
 同 十年(無期 禁錮) 休職海軍中尉 (福岡縣) 中 村 義 雄(二六)
 同 (同) 同 (新潟縣) 山 岸 宏(二六)
 同 (同) 同 (佐賀縣) 村 山 格 之(二六)
 同 二年(禁錮六年) 同 少尉 (青森縣) 伊 東 龜 城(二六)
 同 (執行猶豫五年)

同 (同) 同 (山口縣) 大 庭 春 雄(三五)
 同 (同) 同 (熊本縣) 林 正 義(二八)
 同 一年(禁錮三年) 豫備海軍大尉 (鹿児島) 塚 野 道 雄(三五)
 同 (執行猶豫二年)

3. 民間側被告に對しては東京地方裁判所に於て爆發物取締違反殺人未遂事件として起訴
 せられ、昭和九年二月三日左の通り判決あり、但し大川周明、本間憲一郎、頭山秀三の
 三名は控訴、昭和十年十月廿四日判決あり。

無期 懲 役 (求刑 無期 懲 役) (水戸市) 橘 孝 三 郎(四四)
 懲 役 十 五 年 (同) 懲 役 十 五 年 (同) 後 藤 罔 彦(三三)
 同 十 二 年 (同) 十 二 年 (同) 林 正 三(四一)
 同 七 年 (同) 十 年 (同) 矢 吹 正 吾(三三)
 同 (同) 同 (茨城縣) 横 須 賀 喜 久 雄(三三)
 同 (同) 同 (水戸市) 塙 五 百 枝(三三)
 同 (同) 同 (同) 大 貫 明 幹(三五)
 同 五 年 (同) 七 年 (同) 小 室 力 也(三三)

閣を樹立し之を中心し新政治機構を組織し日本主義皇道を指導原理として帝國憲法（但し國體に關する部分を除く）の改正を初め法律、政治、經濟其の他百般の制度組織を根本的に改廢し以て皇國本來の一君萬民祭政一致の天皇政治を確立し神武肇國の皇政に復古せんとする所謂昭和維新の斷行を企て其の目的達成の爲昭和八年七月七日午前十一時内閣總理大臣官邸に於ける閣議開催時を期し同志故海軍中佐山口三郎をして飛行機に依り内閣總理大臣官邸及警視廳に爆彈を投下せしめ、之を合圖に被告人前田虎雄を總指揮者とする地上行動隊は一齊に蜂起し、内閣總理大臣官邸、警視廳、内大臣官邸、立憲政友會本部、立憲民政黨本部、社會大衆黨本部、日本勸業銀行並に海軍大將山本權兵衛、立憲政友會總裁鈴木喜三郎、立憲民政黨總裁若槻禮次郎等の各邸宅を襲撃して之に放火し内閣總理大臣齋藤實以下各國務大臣、内大臣、警視總監、各政黨首領等を殺害し警視廳、日本勸業銀行等を占據し戒嚴令施行に至る迄之を死守することに定め諸般の準備を進め居りたるも其の後同志中に動搖ありし等の爲一旦其の決行を延期し、更に同月十一日午前十一時内閣總理大臣官邸に於ける閣議開催中を期し前同様の手段方法に依り暴動を爲すの手筈準備を整へ其の所定計畫の實行に入るべく、同月十日夜以來東京市澁谷區穩田一丁目百二十一番地明治神宮講會館其の他に於て待機中首腦部前田虎雄、鈴木喜一以下地

上行動隊員數十名檢舉せられたる爲前示暴動計畫は未だ實行の著手に至らずして止みたるものである。

x

右は政府を顛覆し、其の他朝憲を紊亂する目的をもつて暴動をなさんことを企て、その豫備陰謀をなしたものであつて刑法第七十八條に該當し裁判所構成法第五十條の規定により大審院の特別權限に屬すべきものと認められたため、管轄違ひの豫審終結決定があつたのである、被告人岩村峻ほか四名は前記の目的を有せず單に殺人豫備又は爆發物取締罰則違反の行爲をなしたものと認められた爲め東京刑事地方裁判所の公判に付せられたのである。

而して本事件の主なる關係者は左の如し。

辯護士	天野辰夫	同	白井爲雄
愛國勤勞黨幹部	前田虎雄	同	小松崎重
大日本生産黨幹部	片岡駿	同	橋爪宗治
同	鈴木善一	元僧侶	村岡清藏
同	影山正治	自動車運轉手	松下芳一

名、兵十九名、常人十名にして七月五日其の判決言渡を終了せり、右軍法會議の審判の結果に基く處刑及判決理由概ね左の如し。

處刑

一、將校

禁錮四年 陸軍歩兵少尉 今泉 義道

二、元將校

(1) 死刑

首魁 元陸軍歩兵大尉 香田 清貞

同 同 安藤 輝三

同 同 元陸軍歩兵中尉 栗原 安秀

同 同 謀議參與又は群集指揮 竹島 繼夫

同 同 同 對馬 勝雄

同 同 同 中橋 基明

同 同 丹生 誠忠

同 同 坂井 直

同 同 元陸軍砲兵中尉 田中 勝

同 同 元陸軍工兵少尉 中島 莞爾

同 同 元陸軍砲兵少尉 安田 優

同 同 元陸軍歩兵少尉 高橋 太郎

同 同 同 林 八郎

(2) 無期禁錮

同 同 謀議參與又は群集指揮 元陸軍歩兵少尉 麥屋 清濟

同 同 同 常盤 稔

同 同 同 鈴木 金次郎

同 同 元陸軍歩兵少尉 清原 康平

同 同 池田 俊彦

三、元准士官、元下士官

禁錮十五年 元陸軍歩兵軍曹 宇治野時參

同 十三年 元陸軍歩兵伍長 長瀬 一

同 八年 元陸軍歩兵曹長 渡邊 清作

同 同 同 大江 昭雄

同 七年 同 尾島健次郎

同 同 元陸軍歩兵軍曹 姪田 正夫

同 同 同 青木 銀次

同 五年 同 小原竹次郎

同 同 元陸軍歩兵伍長 北島 弘

同 四年 元陸軍歩兵曹長 立石利三郎

同 三年 元陸軍歩兵特務曹長 齋藤 一郎

同 同 元陸軍歩兵軍曹 前田 仲吉

同 元陸軍歩兵伍長 林 武

同 二年 元陸軍歩兵曹長 永田 露

同 同 元陸軍歩兵軍曹 堂込 喜市

同 同 同 伊高 花吉

同 同 同 桑原雄三郎

同 同 同 福原 若男

同 同 同 神谷 光

同 同 同 井澤 正治

同 同 同 豐岡 久男

同 同 同 新井長三郎

同 同 同 渡邊 春吉

同 同 同 門脇 信夫

同 同 同 中村 靖

右翼團體の非法運動

の大部分と相交はるに及び此等と意氣相投するに至れり。

斯くて前記の者は此の非常時局に處し當局の措置徹底を缺き内治外交共に萎靡して振はず政黨は黨利に墮して國家の危急を顧みず財閥亦私慾に汲々として國民の窮狀を思はず特に倫敦條約成立の経緯に於て統帥權干犯の所爲ありと斷じ斯くの如きは畢竟元老、重臣、官僚、軍閥、政黨、財閥等所謂特權階級が國體の本義に悖り大權の尊嚴を輕んずるの致せる所なりと爲し一君萬民たるべき皇國本然の眞姿を顯現せむが爲速に此等所謂特權階級を打倒して急激に國家を革新するの必要あることを痛感するに至れり。

而して其の急進矯激性が國軍一般將士の健實中正なる思想と相容れざりしに由り思想傾向相通する歩兵大尉大藏榮一、同管波三郎、同大岸頼好等の同志と氣脈を通じ 天皇親率の下舉軍一體たるべき皇軍内に所謂同志觀念を以て横斷的團結を敢てし又此の前後より前記の者の大部は北輝次郎及西田税との關係交渉を深め其の思想に共鳴するに至りしが特に北輝次郎著「日本改造法案大綱」たるや其の思想根柢に於て絶對に我が國體と相容れざるものあるに拘はらず其の雄勁なる文章等に眩惑せられ爲に素卜純忠に發せる研究思索も漸次獨斷偏狹となり不知不識の間正邪の辨別を誤り國法を蔑視するに至れり而して此間生起したる昭和七年血盟團事件及

五・一五事件に於て深く同憂者等の驟起に刺戟せられ益國家革新の決意を固め右目的達成の爲には非合法手段も亦敢て辭すべきに非ずと爲し終に統帥の根本を紊り兵力の一部を濫用するも己むなしと爲す危険思想を包藏するに至れり。斯くて昭和八年頃より一般同志間の連絡を計り又は相互會合を重ね種々意見の交換を爲すと共に不穩文書の頒布等各種の措置を講じ同志の獲得に努むるの外一部の者に在りては軍隊教育に當り其の獨斷的思想信念の下に下士官兵に革新的思想を注入して其の指導に努めたり。

次で昭和十年村中孝次、磯部淺一等が不穩なる文書を頒布せるに原由して昭和十年官を免ぜらるゝや著しく感情を刺戟せられ且上司より此種運動を抑壓せらるゝに及びて愈々反撥の念を生じ其の運動頓に尖鋭を加へ更に天皇機關説を繞りて起れる國體明徴問題の進展と共に其の運動益々熾烈となり時恰も教育總監の更迭あるや之に關する一部の言を耳にし輕々なる推斷の下に一途に統帥權干犯の事實ありと爲し大いに憤激せるが會々相澤中佐の永田中將殺害事件に會し深く此の舉に感動激發せらるゝ所あり遂に該統帥權干犯の背後には一部の重臣、財閥の陰謀策動ありと爲すに至り就中此等重臣は倫敦條約以來再度兵馬大權の干犯を敢てせる元兇なるも而も此等は國法を超越する存在なりと憶斷し合法的に之が打倒を企圖すとも到底其の目的を達

し得ざるに由り宜しく國法を超越し軍の一部を借用し直接行動を以て此等に天誅を加へざるべからず而も此の行動の現下非常時に處する獨斷的義舉なりと斷じ更に之を契機として國體の明徴、國防の充實、國民生活の安定を庶幾し軍上層部を推進して所謂昭和維新の實現を齎らさしめむことを企圖せるものなり。

□、竹島繼夫、丹生誠忠、坂井直、田中勝、中島莞爾、安田優、高橋太郎、常盤稔、林八郎、池田俊彦及山本又も豫てより我國現時の状態を以て國體の本義に反するものありと爲し特權階級を排除して所謂昭和維新を促進するの必要を痛感しつゝありしが昭和八年前後より逐次村中孝次等の思想信念に共鳴し同志として此等に接觸し遂に直接行動をも是認するに至れり。

二、計畫及準備

イ、昭和十年十二月第一師團が近く滿洲に派遣せらるべき旨の報傳はるや村中孝次、磯部淺一、栗原安秀等は第一師團將士の渡滿前主として在京同志に依り速に事を擧ぐるの要ありと爲し香田清貞及澁川善助と共に其の準備に着手し相澤事件の公判を利用して或は特權階級腐敗の事情或は相澤中佐騒起の精神を宣傳し以て社會の注目を集め且つ同志の決意を促しつゝありしが今や諸情勢は正に維新斷行の機熟せるものと觀取し爾來各所に於て同志の會合を重ね近く決

行することを定め且之が實行に關する諸般の計劃及準備を畫策し又歩兵大尉山口一太郎、北輝次郎、西田税、龜川哲也等と所要の連絡を爲せり。

□、之が具體案を確定する爲め昭和十一年二月十八日頃夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、安藤輝三及亡元航空兵大尉河野壽は、栗原安秀方に集合し襲撃の目標、方法及時期等に關し謀議の上近衛歩兵第三聯隊、歩兵第一聯隊及歩兵第三聯隊の各一部の兵力を出動せしめて在京一部の重臣を襲撃殺害し別に河野壽の指揮する一隊を以て伯爵牧野伸顯を襲撃殺害し又豊橋市在住の同志をして興津別邸の公爵西園寺公望を襲撃殺害せしむること及決行の時期を來週中とする等と決定し同月十九日磯部淺一は豊橋市に赴き對馬勝雄に東京方面の情勢を告げ相謀りて公爵西園寺公望襲撃殺害を確定せり。

ハ、同月二十二日夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、亡元航空兵大尉河野壽は再び栗原安秀方に會合し騒起の日時及襲撃部署等に付き謀議を遂げ同月二十六日午前五時を期し同志一齊に騒起することに決し且夫々部署を定めて總理大臣岡田啓介、大藏大臣高橋是清、内大臣子爵齋藤實、侍從長鈴木貫太郎、伯爵牧野伸顯、公爵西園寺公望を殺害すること、爲し得れば宮城坂下門に於て奸臣と目する重臣の參内を阻止すること及警視廳を占據して其の機能の發動を阻止

すること竝陸軍省參謀本部陸軍大臣官邸を占據し村中孝次、磯部淺一、香田清貞等より陸軍大臣に對し事態收拾に付善處方を要望すること等を謀議決定せり。

二、同月二十三日栗原安秀は豊橋市に赴き對馬勝雄、竹島繼夫等に右決定事項を傳達し襲撃に關する打合せを爲せり。

同日頃澁川善助は前記計畫を知り村中孝次、磯部淺一等と東京市小石川區水道端二丁目直心道場其の他に於て連絡の結果自己は神奈川縣湯河原町に於ける伯爵牧野伸顯の所在を偵察すること及同人は直接行動部隊に加はらず専ら外部に在りて被告人等の企圖達成の爲め策動すること等を謀議決定し又同日夜村中孝次、磯部淺一、香田清貞、安藤輝三及亡元歩兵大尉野中四郎等は歩兵第三聯隊に會合し内大臣子爵齊藤實私邸を襲撃したる後更に教育總監渡邊錠太郎私邸を襲撃し同人を殺害すること等を謀議決定せり。

ホ、同月二十四日夜村中孝次、磯部淺一、栗原安秀、香田清貞、亡野中四郎等は歩兵第一聯隊に會合し驟起後企圖達成の爲め陸軍上層部に對する折衝は村中孝次、磯部淺一、香田清貞等に於て之を擔當すること及部外参加者は二十五日午後七時迄に歩兵第一聯隊に集合すること等を謀議決定せり。

へ、以上謀議決定したる事項は極力之が秘密を保持しつゝ同月二十五日夕迄に其の全部又は所要の部分をも他の同志に通達せしが同志は何れも之を快諾若は之に同意せり但し麥屋清濟、鈴木金次郎、清原康平は未だ兵力を使用し直接行動に出づるの意志を有せざりしも前記計畫の示達を受くるや遂に小節の情義に従ひ或は強制的勧誘を排するの氣力を缺き麥屋は中隊附として又鈴木及清原は各所屬中隊下士官兵を率ひて之に参加を決意するに至れるものなり。

ト、同月二十五日夕村中孝次は龜川哲也方に於て西田税及龜川哲也と相會し愈々明廿六日拂曉を期し決行すべきことを告げ以て同人等と所要の連絡を遂げ且つ龜川哲也より驟起資金若干を受領せり。

同日夜村中孝次、磯部淺一、香田清貞等は歩兵第一聯隊に會合前記襲撃及占據後陸軍大臣に對し要望すべき事項として

- 一、陸軍大臣の斷乎たる決意に依り速かに事態を收拾して維新に邁進すること
- 二、皇軍相撃の不祥事を絶対に惹起せしめざること
- 三、軍の統帥破壊の元兇を速に逮捕すること
- 四、軍閥的行動を爲し來りたる中心人物を除くこと

- 五、主要なる地方同志を即時東京に招致して意見を聴き事態收拾に善處すること
- 六、前各項實行せられ事態の安定を見る迄蹶起部隊を現占據位置より絶対に移動せしめざることを

等を謀議決定し且つ村中孝次の起草したる蹶起趣意書なるものを印刷交付せり。

チ、是より先き對馬勝雄は同月十九日豊橋市自宅に於て磯部淺一の來訪を受け東京方面の情勢を承知し相謀りて同時に豊橋市在住の同志を以て西園寺公望を襲撃殺害すべき事を決定し同月廿日以後竹島繼夫と共に同志歩兵中尉井上辰雄、同鹽田淑夫、同板垣徹及一等主計鈴木五郎に對し之が参加を求めたるに板垣徹は其の賛否を保留し他の三名は執れも之を承諾し同月廿三日對馬勝雄、竹島繼夫、鈴木五郎は連絡の爲來れる栗原安秀より東京に於ける襲撃計畫及決行目的等に關する決定事項の通達を受け静岡縣興津町西園寺公望別邸の襲撃も豊橋陸軍教導學校の下士官兵約百二十名を以て同月二十六日午前五時を期して決行し同人を殺害すること竝に其の實行計畫の概要を謀議決定し其後對馬勝雄、竹島繼夫等は之が細部に關し準備する所ありしが同月二十五日に至り板垣徹が兵力使用の點に付敢然反對したる爲遂に公爵西園寺公望襲撃を中止し對馬勝雄、竹島繼夫は急遽上京して同志の行動に参加するに至れり。

三、行動の概要

斯くて以上同志は相團結の上前記各決定事項に基き左の如く行動せり。

1 栗原安秀、林八郎、池田俊彦、對馬勝雄は内閣總理大臣官邸を襲撃し總理大臣岡田啓介を殺害する任務を擔當せるが二月二十六日未明所屬歩兵第一聯隊機關銃隊下士官等に所要の件を傳達し次で非常呼集を行ひ機關銃隊全員を舍前に整立せしめ蹶起の趣旨を告げ其の一部を丹生部隊に配屬し自ら銃隊下士官兵約三百名を指揮し同四時三十分頃兵營を出發し同五時頃内閣總理大臣官邸を襲撃し同邸を護衛せる警官村上嘉茂左衛門、井上清松、清水與四郎及小館喜代松の四名竝總理大臣秘書官事務囑託松尾傳藏を殺害したるも松尾傳藏を以て岡田首相と誤信し爲に同人を殺害するに至らず。

2 中橋基明、中島莞爾は大藏大臣高橋是清私邸を襲撃して同人を殺害する任務を擔當し二月二十五日夜近衛歩兵第三聯隊第七中隊下士官兵約百二十名を守衛隊控兵と突入隊とに二分し前者は歩兵少尉今泉義道をして之を率ひしめ後者を以て同邸内に侵入して高橋藏相を殺害すること等を決定し翌二十六日午前三時頃中橋基明、中島莞爾は同中隊營内居室に在りし今泉義道の許に到り昭和維新斷行のため高橋藏相の殺害に赴く旨を告げ且つ行動を共にすべく勸告し

たるも諸否を明にせざるを以て中橋基明は我々と行動を共にすると否とは自由に委す但し厥起後は當然守衛隊控兵の派遣あるべきを豫想せらるゝが故に控兵副司令たる貴官は唯控兵を引率せよと申渡し同室を立去れり。

今泉義道は事茲に至る既に己むを得ずと爲し中橋基明の意に従ひ行動せむと決意するに至れり。

次で同四時頃中橋基明は非常呼集を行ひ明治神宮参拜と稱し下士官兵約百二十名を指揮し同四時三十分頃兵營を出發し自ら突入隊を率ひ同五時頃大藏大臣高橋是清私邸を襲撃し同人を殺害し次で一同同邸を退去し中島莞爾は中橋基明の指示に依り突入隊を指揮して内閣總理大臣官邸に到れり。

一方今泉義道は暹羅公使館附近に位置し中橋基明等の高橋藏相私邸襲撃間待機の姿勢に在りしが中橋基明と共に襲撃後守衛隊控兵を率ひて守備隊司令官の許に到り次で命令に依り坂下門の警戒に任じたる後同十一時頃勤務の交代を命ぜられ所屬聯隊に歸營せり。

3 坂井直、高橋太郎、麥屋清濟、安田優は内大臣子爵齋藤實私邸を襲撃して同人を殺害し更に高橋太郎、安田優は教育總監渡邊錠太郎私邸を襲撃し同人を殺害する任務を擔當し下士官

兵約二百名を指揮し同四時二十分頃兵營を出發し同五時頃子爵齋藤實私邸を襲撃して同人を殺害し其の際身を以て内府の危害を防がんとしたる夫人春子に對し過つて銃創を負はしめたる上同五時十五分頃一同同邸を退去し坂井直、麥屋清濟は主力部隊を率ひて陸軍省附近に到り尙高橋太郎、安田優は下士官以下約三十名を指揮し豫ての計畫に基き赤坂離宮前に於て田中勝の交付せる軍用自動車貨車に搭乗し教育總監渡邊錠太郎私邸に向ひ同六時過頃同邸を襲撃し妻すゞ子の制止を排して同人を殺害し同六時三十分頃一同同邸を退去し陸軍省附近に到り坂井部隊の主力に合せり。

4 安田輝三は侍從長官邸を襲撃し侍從長鈴木貫太郎を殺害する任務を擔當せるが二月二十六日午前三時に非常呼集を行ひ全員を會前に整列せしめ同三時三十分頃兵營出發同四時五十分頃侍從長官邸を襲撃し侍從長に數個の銃創を負はしめ次で安藤輝三は侍從長に「止め」を刺さんとせしが夫人孝子の懇請に依り之を止め遂に殺害するに至らず同五時三十分頃一同同邸を退去し麴町區三宅坂附近に到れり。

5 常盤稔、清原康平、鈴木金次郎は亡野中四郎の指揮の下に警視廳を占據するの任務を擔當し二月二十六日午前二時頃各所屬中隊の非常呼集を行ひ准士官以下約五百名を指揮し同四時

三十分頃兵營出發同五時頃警視廳前に到着し同廳司法省側及櫻田門側道路上數箇所に機關銃、輕機關銃、小銃若干分隊を各配置して同廳の各出入口を扼し又同廳屋上に輕機關銃、小銃若干分隊を配置し更に電話交換室に一部を配置して一時外部との通信を妨害せり。

6 丹生誠忠は陸軍大臣官邸を占據し陸軍省、參謀本部周圍の交通を遮斷し香田清貞、村中孝次、磯部淺一等の陸軍上層部に對する折衝を容易ならしむる任務を擔當したるが二月二十六日午前四時頃非常呼集を行ひ下士官兵約百七十名を指揮し、村中孝次、磯部淺一、香田清貞、竹島繼夫、山本又等と共に同四時三十分頃兵營出發、同五時頃陸軍大臣官邸に到着し主力部隊を以て、同官邸の表門に位置せしめ以て特定人以外の出入を禁止せり。

7 田中勝は所屬野戰重砲兵第七聯隊の自動車をも以てする輸送の任務を擔當したるが二月二十六日午前二時三十分頃下士官兵十三名に對し夜間自動車行軍を兼ね靖國神社參拜を爲すと稱し聯隊備附の乗用自動車一輛、自動貨車三輛、側車附自動二輪車一輛に夫々分乗せしめ之を指揮して午前三時十五分兵營出發、途中靖國神社に參拜し次で宮城を拜し同五時頃陸軍大臣官邸に到着し、磯部淺一の指示により直に乗用自動車に搭乘し且兵二名をして自動貨車一輛を運轉せしめ共に赤坂離宮前附近に到り折柄齋藤内大臣私邸の襲撃を終へ更に渡邊教育總監私邸襲撃

の爲待合せ居たる高橋太郎、安田優の指揮する部隊に右自動貨車を交付し次で同九時頃東京朝日新聞社を襲撃するに當り乗用自動車一輛、自動貨車二輛を之に交付して其の部隊の輸送に充て其他所屬自動車或は首相官邸備附の乗用自動車を使用し以て連絡輸送に任じたり。

8 栗原安秀、池田俊彦、中橋基明、中島莞爾は同月二十六日午前九時頃下士官約五十名を指揮し軍用自動車三輛に分乗して東京朝日新聞社を襲ひ、同社をして一時新聞發行を不能ならしめ次で東京日日新聞社、時事新聞社、國民新聞社、報知新聞社及電報通信社等の各社を廻り、蹶起趣意書を配布し之が掲載を要求して首相官邸に歸還せり。

9 澁川善助は二月二十三日神奈川縣湯河原町に赴き牧野仲顯の所在を偵察したる上歸京し事件勃發後は外部に在りて同志等の企圖を達成せしめんが爲同月二十七日夜麹町區九段一丁目中橋照夫と相謀り豫て氣脈を通じ居たる山形縣農民青年同盟長谷部清十郎等をして相呼應して事を舉げしむる事に決し、之が實行の爲め前記中橋に拳銃及同實砲を與へ更に栗原安秀に依頼し某銃砲店より右拳砲用實砲三百發を入手せんとしたるも事發覺して目的を遂げず同月二十六日以後歩兵大尉松平紹光等と連絡し外部情報の蒐集に勉め之を被告人等の部隊に通報し居たるが二十八日安藤輝三の部隊に投じて士官を鼓舞激勵し、同日夕陸相官邸に到り諸般の助力を爲

し又坂井直と同官邸附近警戒線を巡視して區處を與へたり。

10 亡河野壽は神奈川県湯河原町伊藤屋旅館貸別荘に滞在中の牧野伸顯殺害の任務を擔當し二月二十五日夜豫て栗原安秀の招致に依り歩兵第一聯に集合せる歩兵軍曹宇治野時參外兵一名竝に民間の同志宮田晃、中島清治、黒田昶、水上源一及綿引正三を指揮し輕機關銃二銃其他を携行し翌二十六日午前零時四十分頃自動車二輛に分乗出發し、同五時頃湯河原町に到着し伊藤屋旅館貸別荘を襲撃して牧野伸顯を搜索したるも之を發見し得ざるに依り同人を燒殺せんとして同別荘に放火して之を燒燬し又右襲撃に當り護衛巡查皆川義孝を射殺したる外附添看護婦森すゞ江に銃創を、折柄消火の爲め駆付けたる岩本龜三に銃創を負はしめたるも遂に牧野伸顯殺害の目的を遂ぐるに至らず、此間水上源一は亡河野壽の重傷を負ひ再起し難きを知るや爾餘の者を指揮督勵し率先抜刀して屋内に闖入し或は牧野伸顯を燒殺せんとして家屋に火を放ち或は消火の爲め駆付けたる者に對し刀を振擲して威嚇制止に勉むる等の行爲を敢てせり。

亡河野壽等は右襲撃の際負傷したるに因り一同東京第一衛戍病院熱海分院に到りしが同所に於て各縛に就きたり。

11 二月二十六日東京方面の襲撃を終へたる部隊は豫め計畫せる所に基き首相官邸、陸軍省

及警視廳を占領し麹町區西南部地區一帯の交通を制限し以て香田清貞、村中孝次、磯部淺一等の陸軍首脳部に對する折衝工作を支援せり。

前記香田清貞、村中孝次、磯部淺一等は丹生誠忠の指揮する部隊と共に二月二十六日午前五時頃陸軍大臣官邸に到着陸軍大臣川島大將に面接し香田清貞は一同を代表して蹶起趣意書を朗讀すると共に各所襲撃の状況を説明したる後維新斷行の爲善處を要望し又眞崎大將、古莊陸軍次官、山下少將、滿井歩兵中佐を招致して事態收拾に善處せられたき旨を要請せり此間同日午前十時頃磯部淺一は同邸表立關前に於て折柄來合せ居たる片倉歩兵少佐に對し拳銃を以て射撃し同人に銃創を負はしめたり。

次で彼等は折柄來邸したる山下少將より軍首脳部に於て起案したる説得文を讀聞け説示せられたるも之に服せず。

第一師團戰時警備の下令せらるゝや成るべく此等部隊は流血の慘を避け説得に依り歸隊せしめんとする警備司令官の方針に基き同二十六日夕より歩兵第一聯隊長小藤大佐の指揮に入らしめられ次で同二十七日早朝戒嚴令の一部施行ありし後も前日と同一方針の下に右状態に持續せしめられたるが幹部は之を以て一般の情勢好轉せりと判断し益々其の所信を深め其の企圖を斷

行推進せんと志すに至れり。

12 同月二十七日朝村中孝次は満井中佐等の勸告により陸軍省參謀本部の執務の便宜を顧慮し同地を解放し寧ろ此際各所屬部隊に引揚ぐべき旨同志に提議せるか一同の容るゝ所とならず結局首相官邸及新議事堂附近に部隊を集結することに一決したるを以て村中孝次、香田清貞は戒嚴司令部に到り司令官香椎中將、參謀長安井少將等に對し驟起の趣意竝に軍上層部に對する要望を述べ部隊の配備を縮小せる件を説明し現警備状態を暫く是認せられたく否らざれば軍隊相撃の危険性ある旨を力説し次で村中孝次、磯部淺一等は北輝次郎より事態收拾に關する電話の示教に基き香田清貞、栗原安秀、亡野中四郎等と協議し同日午後四時頃陸相官邸に於て一部軍事參議官と會見し事態收拾に關し要請する所ありしが却つて先づ小藤大佐の命に従ひ現位置を撤去するの必要を説示せられ一應は之を諒解せるも撤去意思を確定するに至らず而して此等部隊は小藤大佐の指揮に基き同夜より首相、藏相、鐵相、農相、文相各官邸、料理店幸樂及山王ホテル等に宿營せり。

13 二月二十八日村中孝次、香田清貞等は近衛歩兵第三聯隊長より中橋基明に對する聯隊命令として「戒嚴司令官は勅命を奉じ占據部隊をして速に歩兵第一聯隊兵營附近に集結せしめら

るゝに依り同中尉は其の指揮しある部隊を率ゐる小藤大佐の指揮に入り行動すべき」旨の電話通達ありたるを承知し小藤大佐に對し其の措置の不當を難ぜるが會々小藤大佐は戒嚴司令官に對し下されたる同志を速に原所屬に復歸せしむべき旨の勅命に基き第一師團命令を受領し之が傳達を企圖せる時なりしも同人等の感情の激化甚だしきに由り姑く之を保留せり之と前後して村中孝次、香田清貞、對馬勝雄等は午前十時頃第一師團司令部に到り師團長及參謀長に對し勅命の下令なき様幹旋方を陳情し陸相官邸に歸來せるに、山下少將來邸し是等首腦者に對し勅命に基き行動の實施近きこと確實なるを以て善處すべき旨通達する所あり依て首腦者一同會議の結果自決の決心を爲し偶々説得に來れる師團長及小藤大佐に對しても陛下の御命令に服従すべき旨誓ひたるも北輝次郎、西田稅等の電話激勵と一部幹部中朝來四圍の情勢の急變と各種情報の混亂錯綜とに稽へ復歸命令は眞の大御心に非ざるべしと主張するものあり又第一線を指揮しありたる者も情況の不明に基因し或は流言に惑はされ心境一變し包圍部隊が彈壓の措置に出づるに於ては飽迄まで現位置を固守して抗戦せむと決意し同月二十八日夕より首相官邸、新議事堂、陸軍省、山王「ホテル」等に位置して戦闘準備を爲すに至れり。

14 斯くて戒嚴司令官香椎中將は小藤大佐に對し被告人等部隊の指揮權を解除し一般包圍部

隊に對し二十九日朝を期し一齋に占據地區の掃蕩を下命するに至りしが叛亂幹部の大部は二十九日早朝「ラヂオ」放送並に徹布せられたる「ピラ」等に依り勅命に基く行動の既に開始せられたるを確知し且包圍部隊の逐次近迫せるを目撃し抵抗を斷念して下士官兵に對し屯營に歸還を命じ先に此等の手裡を自ら脱して歸營せる數十名を併せて同日午後二時頃までに下士官兵の全部歸順するに至れり。

爾後山本又を除き幹部全員陸相官邸に集合し其の多くは自決を決意したるも一部の者は其の時機に非ざるを主張し遂に亡野中四郎を除くの外一同自決を斷念し同日夕何れも東京衛戍刑務所に強制收容せられ山本又は其の宗教心より同日正午頃逃れて身延山に向ひしが三月四日東京憲兵隊に首出せり。

15 大江昭雄及齋藤一郎は二月二十五日夜中橋基明より明朝他部隊と共に蹶起すべき旨聞かされたる處大江は豫てより舊上官たる同人より昭和維新斷行の要に付啓蒙を受け同人等の企圖の一部を知悉し居たるより本屬の指揮系統を離れて之に参加せんことを決意し齋藤一郎も亦豫てより中隊長代理たる同人が國家革新思想を抱懐しあることを知り居たるを以て同人が命令に假託して犯罪を強要するものなるを諒知したるも平素の情誼上之を拒み得ずして参加を決意し

六日非常呼集に依り中隊兵員と共に中橋基明指揮の下に屯營を出發し同五時頃高橋邸に到り齋藤一郎は同邸屋内に闖入し藏相の所在を搜索したる上同邸を退去し次いで中橋基明と共に守衛第二小隊長として官城内の警戒に任じたり。

大江昭雄は輕機二箇分隊を率ゐる前記高橋邸前方路上に於て憲兵警察官に對し警戒したる後部下を率ゐて首相官邸に赴き栗原部隊に合流し之と共に行動し居たり。

16 前田仲吉は二月二十五日夜丹生誠忠より明二十六日早朝を期し昭和維新斷行の爲蹶起する旨を告げられ次で二十六日午前二時三十分頃同人より蹶起趣意書と題する檄文を讀聞けられ且つ之が配布を受け更に當中隊の任務等を告げらるゝや直ちに参加を決意し非常呼集に依り中隊兵員と共に丹生誠忠の指揮の下に屯營出發午前五時頃陸軍大臣官邸に到着するや兵五名を率ゐて陸軍省通信所に至り電話等に依る通信機關の使用を禁止したり。

17 尾島健次等は二月二十六日午前三時頃舊上官たる栗原安秀より昭和維新斷行の旨告げらるゝや豫て同人より國家革新の思想を注入せられ之に共鳴し居たるところより本屬系統を離れて直ちに之に参加を承諾し同人の指揮の下に屯營出發、機關銃小隊長として兵約六十名を率ゐる總理大臣官邸裏門に到り各分隊を部署して同邸外部の警戒を爲さしめ且自ら其の警戒線を巡視

し爾後引續き部下を率ゐて同官邸に位置せるものなり。

18 林武及新正雄は二月二十五日夜所屬中隊週番士官たる坂井直より蹶起の趣意を告げらるるや自ら進んで本行動に参加する意思なきも上官の言辭に魅惑せられ且平素の命令服従關係に拘束せられ其の違法なることを推知しつゝも己むなく齋藤内大臣邸襲撃に参加せり。

尙新正雄は出發前坂井直の指示に依り聯隊彈藥庫を開扉し實砲を取出し之を各中隊彈藥受領者に交付したる後指示に基き分隊長として齋藤内大臣私邸襲撃に参加し同邸内に侵入して同家裏側の警戒に任じたり。

又林武は齋藤内大臣邸襲撃に當り、輕機關銃分隊長として兵十四名を率ゐる同邸内に侵入し坂井直の命に依り輕機關銃を以て女中部屋門戸を破壊せしめ、同所より屋内に入り齋藤實を射撃したる際拳銃六發を發射せり。尙林武は右襲撃後渡邊教育總監私邸襲撃に分隊長として参加せり。

19 和田露及堂込喜市は二月二十五日夜中隊長安藤輝三より明朝蹶起して鈴木侍從長を襲撃すべき旨を告げらるゝや同人が命令を強制下に参加せしめんとするものなるを諒知したるも平素の情宜上之を拒み得ずして出動を決意し小隊長の任を帯び安藤輝三指揮の下に屯營を發し二

十六日午前四時五十分頃前記侍從長官邸附近に到り和田露は第一小隊長として下士官兵約八十名を率ゐる同官邸裏門より邸内に侵入し鈴木侍從長に對し拳銃を發射し又堂込喜市は第二小隊長として兵約八十名を率ゐる同官邸表門より邸内に侵入し鈴木侍從長に對し拳銃を發射し次で安藤輝三に従ひ部下を率ゐる陸軍省新議事堂幸樂及山王「ホテル」に位置したり。

20 立石利三郎は第七中隊長たりし野中四郎より本行動に参加を求めらるゝや所屬隊週番士官に何等報告することなく統帥を紊ることを承知しつゝ之に同意し同機關銃隊下士官四名兵約七十名を指揮し機關銃八及同實砲を携行して野中部隊の警視廳襲撃に参加せり。

21 伊高花吉は安藤輝三の思想に稍々共鳴しありしが二月二十五日夜所屬中隊鈴木金次郎に伴はれ七中隊長野中四郎の許に到り参加の決意を促さるゝや之に同意し且統帥を紊ることを察知しつゝ第十一中隊附須田軍曹に参加を勧誘せり出動後は警視廳占據部隊に加はり輕機關銃分隊長として兵二十名を率ゐる同廳前の警戒等に任ぜり。

22 北島弘、渡邊清作、青木銀次、長瀬一は二月二十五日夜所屬中隊にあらざる第一中隊週番士官坂井直より蹶起の趣旨を告げらるゝや直に之に同意し次で長瀬は蛭田正夫に青木は小原竹次郎に其の旨を傳へ且何れも所屬中隊週番士官に何等報告することなく窃かに二年兵の一部

を率ゐて坂井部隊に加はり内大臣齋藤實私邸の襲撃に参加せり右襲撃後更に蛭田及長瀬は共に輕機關銃分隊長として渡邊教育總監私邸の襲撃に参加せしが特に長瀬一は同邸外扉を射撃破壊し或は自ら進んで屋内に侵入し安田優に續いて寢室に殺到し既に斃れたる總監の背部に對し拳銃を發射せり。

尙長瀬一は入營前より國體の研究に志し且居常明治維新烈士の言行を敬愛しありしが入營後安藤輝三の指導と相俟つて國體顯現の爲には一身を犠牲とし直接行動を爲すも敢て辭せざるの信念を有するに至れるものなり。

23 宇治野時參、宮田晃、中島清治、黒田昶、黒澤鶴一、水上源一及綿引正三等は夙に栗原安秀の思想信念に共鳴感激し特に水上は軍隊を利用するに非ざれば革命は成功し得ずとの信念に基き青年將校中多數の同志に進んで接近し又自宅其他の各所に於て栗原と會合を重ね直接行動の目標、實行方策並其時期等に関し屢々意見を交換し且同人より多額の資金を受け只管蹶起の時機を待望し居たるものなる所前記の者は二月二十五日栗原安秀の招致に依り同夜宇治野時參、黒澤鶴一は撞に其の本屬部隊を離れ同隊機關銃隊栗原安秀の許に參集し其他の者は隊外より來り會し栗原より實行計畫の概要を説示せられ且つ亡河野壽指揮の下に在湯河原伊東屋旅

館貸別莊牧野伸顯襲撃暗殺の任務を授けらるゝや執れも勇躍參加したるものにして其の襲撃に方りては宮田晃は黒田昶と共に亡河野壽に従ひ屋内に闖入し巡查皆川義孝を燈したるも河野及宮田と共に重傷を負ひたり。

黒田昶は最初同別莊裏口より闖入し拳銃を亂射し次で同別莊裏側道路に廻り牧野伸顯の脱出を警戒中火焰に追はれ裏庭湯殿附近の空地に避難せる婦女子數名中に同人らしき姿を認め直に「天誅」と叫び拳銃三、四發を亂射せり。

宇治野時參は日本刀を携へ最初水上源一に従ひ同別莊玄關に向ひたるが同人の放火後は同別莊西南側高地附近に於て牧野伸顯の脱出及警戒隊の來襲を警戒し次で焰上中の屋内に輕機關銃を亂射せり。

綿引正三は刑事巡查らしき寢卷姿の男三名を發見するや拳銃を擬して威嚇撃退し次で水上源一の放火後は同別莊東側石垣上に數名の婦女子が避難躊躇しあるを認め其の中に牧野伸顯も潜伏しあるべしと直感し之に向ひ拳銃を發射せり。

中島清治、黒澤鶴一は最初外部の警戒に任じありしが水上源一の區處に依り輕機關銃又は拳銃を以て附近に亂射し威嚇せり。

水上源一の行動に付ては行動概要の(10)に述べたるが如し。

罪 状

被告人中將校、元將校及重要なる常人等が國家非常の時局に當面して激發せる慨世憂國の至情と一部被告人等が其の進退を決するに至れる諸般の事情とに就ては之を諒とすべきものなきにあらざるも其の行爲たるや聖諭に悖り理非順逆の道を誤り國憲、國法を無視し而も建軍の本義を紊り苟も大命なくして斷じて動かすべからざる皇軍を僭用し下士官兵を率ゐて叛亂行爲に出でたるが如きは其の罪寔に重且大なりと謂ふべし仍て前記の如く處斷せり。

又下士官兵中有罪者一部の者に在りては黨を結び兵器を執り反亂を爲すに當り進んで諸般の職務に従事したるものと認め得べしと雖も其の他の者に在りては自ら進んで本行動に参加するの意志なく平素より上官の命令に絶對に服従するの觀念を馴致せられあり尙同僚始め大部隊の出勤する等四圍の状況上之を拒否し難き事情等の爲己むなく参加し其の後に於ても唯命令に基き行動したるものにして今や深く兵の非を悔ひ改悛の情顯著なるものあるを以て此等の者に對しては刑の執行を猶豫し爾餘の下士官、兵は上官の命令に服従するものなりとの確信を以て其の行動に出でたるものと認め罪を犯す意なき行爲として之を無罪とせり。

山口大尉外五名に對する判決理由の概要に關する陸軍省發表事項

二・二六事件直接参加者以外の者中陸軍歩兵大尉山口一太郎外五名に對し七月廿九日東京陸軍軍法會議の判決の概要左の如し。

一、罪名及處刑

一、反亂者を利す

所屬歩兵第一聯隊陸軍歩兵大尉 山口 一 太郎

右は陸軍刑法第三十條第廿九條に依り無期禁錮 柳 下 良 三

所屬歩兵第三聯隊陸軍歩兵中尉

右は陸軍刑法第十條第二十七條第一號に依り禁錮四年

二、司令官軍隊を率ゐる故なく配置の地を離る

所屬歩兵第三聯隊(事件當時)陸軍歩兵中尉 新 井 勳

右は陸軍刑法第四十三條に依り禁錮六年

三、反亂豫備

所屬歩兵第六聯隊陸軍歩兵一等主計 鈴 木 五 郎

右翼團體の非合法運動

所屬豊橋陸軍教導學校陸軍歩兵中尉 井 上 辰 雄
 所屬歩兵第十八聯隊(事件當時)陸軍歩兵中尉 鹽 田 淑 夫

右は陸軍刑法第三十二條第二十五條に依り鈴木五郎を禁錮六年、井上辰雄、鹽田淑夫を各禁錮四年

二、犯行の概要

一、山口一太郎は夙に皇國の前途眞に憂慮に堪へざるものありと斷じ之を革新是正して國體の眞姿を顯現し特に國民生活の安定國防軍備の充實を圖らざるべからずと思惟し今次反亂事件被告人村中孝次、磯部淺一、香田清貞、安藤輝三、栗原安秀、澁川善助等と相識るに及び同人等が被告人と同一思想信念を有するも直接行動を以て所謂特權階級を打倒し其の目的を達成せしめむとする企圖を有するものなりを知り同人等を指導誘掖しつゝ合法的に局面を打開せむと志し或は自宅を以て其の集會所に充て或は隨所に於て屢々西田税及前記青年將校等と會合し且一般の情勢等を傳へ青年將校等の直接行動を制止しつゝ其の誘導に努め兼て同人等の蹶起の氣運を偵知し其の情勢を利用し被告人の所謂「先廻り合法手段」に依り國家革新を齎さしめむ事を企圖せるが昭和十年三月歩兵第一聯隊に勤務するに及び同年末頃より同志青年將校等の間に

直接行動の氣運漸次醸成せられあるを看取し被告人從來の立場上斯る事態を如何に誘導處理すべきやに關し苦慮し居たる折柄昭和十一年二月十日前後栗原安秀より同月下旬週番司令として服務せられたき旨の懇請を受け或は直接行動に参加方を慫慂せらるゝ等の事ありたるに依り其の氣運頓に昂まれるを看取せしが同月十八、九日頃自宅に於て村中孝次、磯部淺一等の來訪を受け同人等が同志青年將校と相謀り歩兵第一聯隊其他の兵力を出動せしめ元老重臣等を襲撃し帝都樞要の地區を占據し所謂昭和維新を斷行する爲め近く蹶起する事となりたるを以て右兵力出動等を看過默認すると共に外部に在り對上部工作を援助せられ度き旨を諷示せらるゝや敢て反對を唱ふる事なく若し然る場合上部工作に付努力するは當然の事なりとの意を暗に表示せるが本會見に依り決行の機愈々切迫せりと思惟し同月二十一日頃西田税を自宅に招致し之が對策を協議し同月二十二日より所屬聯隊週番司令に服務し愈々同週中に蹶起あるべきを推知し同月二十三日警備用として麴町區附近要圖及内閣總理大臣官邸附近要圖合計約二百枚を作製準備し同月二十四日夜村中孝次、磯部淺一、香田清貞、栗原安秀等が聯隊内に於て蹶起に關する細目の打合せを爲す事を知り更に其の情況を偵知し善處すべき企圖の下に進んで週番司令室を其の用に供し且之に立會ひ親しく其の狀を見聞するに及び彼等の決意鞏固にして到底抑止し難きを

看取し同夜再び西田税を週番司令室に招致會見し所要の連絡をとれるが被告人は現状革新の根本趣旨に於ては素より彼等青年將校等と大いに相通するものあり加ふるに此種行爲に對する順逆の理に透徹せる信念を有せざりし爲遂に非合法手段を用ふるも亦已を得ずと爲し敢て防止の手段に出づる事なく寧ろ此の蹶起を機とし所謂上部工作を以て彼等の行動の目的を達成せしめむ事を決意し同月廿五日夕點呼の際栗原安秀より本夜は何事も爲さざるにより十分安眠せられたき旨の言を聞き愈々同夜決行せらるべき事を察知し次で村中孝次、磯部淺一外數名の民間同志が決行の爲夜中來營し栗原安秀等に面會を求めたるに對し之を許可し且同夜栗原安秀等が彈藥を搬出する事あるべきを豫察したるも之を放任し翌二十六日午前四時頃前週番副官及衛兵司令より機關銃隊が非常呼集を行ひ居る旨の報告を受けしも故らに措置するところなく午前四時卅分頃栗原安秀丹生誠忠外將校下士官兵約四百六十名が兵器彈藥を携行し同志部隊の襲撃と時を同うして東京市麴町區永田町内閣總理大臣官邸を占據し或は陸軍大臣官邸等を占據すべく同聯隊を出發するに當り之を默認し次で午前四時卅分過に至り部隊は既に出發し了れる旨の報告を受くるに及び始めて所要の措置を執り以て故らに週番司令たるの職責を懈り彼等の出動を容易ならしめ右部隊の屯營出發後同日朝被告人の電話報告に接し急據來隊したる所屬聯隊長小藤

惠より同部隊の情況偵察の爲週番司令交代の上隨行すべき旨を命ぜられ次で其の副官たるべき命に接し之を絶好の機會なりとし其の職務を利用し彼等蹶起の目的を貫徹せしめむが爲或は陸軍大臣其他に對し本事件の處置として市民を傷けざる事と皇軍相撃を爲さしめざる事蹶起部隊が義軍なりや賊軍なりやを速に決定し所謂昭和維新に邁進する強力内閣を組織し現事態に善處せられたき事等を懇請し又蹶起將校等の手段は兎も角として彼等の精神を生かさざれば斯る事件は何回も發生すべしと進言し或は所屬師團長に對し同部隊を今遽に分割して現位置より撤去せしむるが如き方策を用ふる事なく親心を以て漸を追ひ處置せられたき旨を懇請し且歩兵第三聯隊長は其の態度彼等に有利ならずと爲し之が交代を進言し或は陸軍大臣官邸に於ける村中孝次、磯部淺一、香田清貞、栗原安秀等と軍事參議官との會見の席に列し同會見を圓滑に誘導幹旋し又は兩者の意志疎通を圖り以て彼等の意圖達成に努め或は廿八日午前零時過頃陸軍大臣官邸に於て同朝五時頃同部隊を何れかに集結せしむべき命令下達せらるゝ豫定なる事を聞知し斯くては同部隊の目的達成を挫折せしむるものなりと痛憤し聯隊長を促して直に戒嚴司令部に到り同日午前三時頃司令室に於て司令官に對し反亂部隊を代表するが如き態度を以て其の措置の不當を難し撤去に關する命令の無期延期を要請し次で偕行社に到り同所に在りし軍事參議官に

對し右と同趣旨の懇請を爲す等村中孝次等反亂者に軍事上の利益を與ふる行爲を爲したるものなり。

二、柳下良二は從來國家革新運動に關心を有せざりし所二月廿二日より歩兵第三聯隊機關銃隊週番士官として服務中同月二十六日午前零時過頃週番司令安藤輝三より出動部隊に對し機關銃を配屬すべき旨示達せられたるが右は安藤輝三が週番司令たるの地位を濫用し平素抱懐せる所謂昭和維新斷行の爲不法に兵力を使用し反亂行爲を爲すものなる事を感じし種々煩悶せるも當時緊張せる隊内の雰囲気は壓迫感を覺へ加ふるに生來の優柔不斷と薄志弱行等に禍せられ遂に之に應じたるものなり。

三、新井勳は豫て村中孝次、磯部淺一、香田清貞、安藤輝三、栗原安秀等と相識り矯激なる國家革新思想を抱懐せしが其後北京駐屯歩兵隊に勤務するに及び直接行動を以て國家を革新せむとするの思想を放棄するに至り昭和十一年二月村中孝次、磯部淺一等より昭和維新斷行の爲蹶起を慫慂せられたるも見解を異にするを以て同意し難しとして之を拒否せしが同月二十六日今次反亂事件勃發に際し豫て彼等將校の思想信念と其の根底に於て相通するものありし被告は爾後下達せられたる命令其の他諸情報が執れも彼等に有利にして其の行動が是認せられつゝあ

るものと思惟しつゝ二十七日朝所屬大隊長の命により部下中隊を指揮し警戒配備の位置に就くや屢々上司等に對し事態の圓滿收拾を意見具申せるに拘らず狀勢所期に反するものあるを認め憤懣禁する能はず焦慮煩悶を重ねありし所廿八日午前彼等部隊は其の位置を撤去し原所屬に復歸せよとの命令下達せられたるを知り斯くて皇軍相撃の不祥事の勃發は必然なりとなし一途に憤激の餘上長を信ぜず職分を忘れ今や最後の措置として自己の行動に依り上司の反省を促すの外途なしと爲し其の行動が反亂者を利するの認識を有せずして同日午後二時頃擅に警戒を撤去し部下中隊を引率し青山墓地に到り次いで明治神宮外苑に於て休止を行ひたる後引續き九段靖國神社に到り參拜の後同所に待機し居たるが後上司の説示に應じ午前九時頃警備位置に歸還したるものなり。

四、鈴木五郎は磯部淺一、對島勝雄の感化誘導を受けて其同志的關係にあり所謂昭和維新の實現に就ては非合法手段の必要性を感じありしも未だ自ら進んで之を決行せんとするの信念を有せざりし所昭和十一年二月二十日對島勝雄の來訪を受け東京同志は愈々二月下旬或は三月上旬兵力を用ひて蹶起する事となれるに付豊橋在住の同志も亦之と呼應して静岡縣興津町の公爵西園寺公望を襲撃すべく決意したるを以て其の決行資金調達の爲直接襲撃行動に加らざる旨を

附言して之れを同中尉に交付せり次で同日對島勝雄竹島繼夫と共に東京より來豊せる栗原安秀より東京同志は同月廿六日午前五時を期して兵力を使用して蹶起すべき細部の計畫に關し説明を受け且同人等が右計畫に呼應し西園寺公望襲撃計畫をして豊橋陸軍教導學校の下士學生約百二十名を以て貨物自動車に依り興津町に到り廿六日午前五時を期し之を襲撃し目的を達成したる後直に上京して東京部隊に合流する事に關し謀議せるに際し其の席に列し彼等より右貨物自動車は鈴木五郎に於て準備すべきを依頼せられ之を承認し次に二十五日夜間演習の爲と稱し貨物自動車七輛「ガソリン」十四罐清酒一斗を準備せり。

五、井上辰雄は竹島繼夫及對島勝雄と共に豊橋教導學校に於て同中隊に勤務し同人等の思想の影響を受けしも未だ所謂國家革新運動には深き關心を有するに至らず又鹽田淑夫は曩に栗原安秀と共に同一聯隊に勤務し同人の感化指導に依り所謂昭和維新斷行に關し同志として氣脈を通じ滿洲に轉任後は又對島勝雄とも相交はるに至れるも逐次之が斷行の熱意を失ひ居りたるものなるが兩者は二月二十一日對島勝雄より東京同志の蹶起に呼應して之と同時に豊橋部隊を以て西園寺公望を襲撃せんとする旨を告げ其の決意を求めらるゝや井上辰雄は蹶起の時機と方法とに付ては考慮したきも決意は有する旨を答へ鹽田淑夫は一應決行の延期を提議したるも從來

の立場上已むなく参加を決意し次で同月二十四日對島勝雄、竹島繼夫と會合し同人等が豫め概定せる西園寺公望襲撃計畫に基き細部の實行方法につき協議せるが井上辰雄は對島勝雄に對する情誼と所屬中隊學生の参加に殉せむとの念に驅られ徒らに小節の信義に趨り之が参加を確定し且小夜食の調達を引受け翌二十五日之が準備を爲し又鹽田淑夫は此頃より逐次参加を避けむとの念を抱くに至れり。

六、右鈴木五郎、井上辰雄、鹽田淑夫の三名は對島勝雄、竹島繼夫等と共に西園寺公望襲撃の計畫準備を爲したるものなるが對島勝雄より参加を慫慂せられたる豊橋教導學校歩兵中尉板垣徹が同月二十五日兵力使用に關しては如何なる手段を以てするも之を阻止すべき強硬なる決意を表明するに及び右計畫の實施は遂に中止の已むなきに至り(板垣中尉は不起訴處分となる)對島勝雄、竹島繼夫は上京して反亂事件に参加するに至りしが井上辰雄は對島勝雄等の上京に際し行動を共にすべき提議に對し自己が参加を決意せる理由既に消滅せりと爲し之を拒絶して後始末を引受け鈴木五郎は貨物自動車其他の註文を取消し鹽田淑夫は此間遂に参加を忌避し自宅に引籠り居りたるものなり。

(昭和十年八月十四日午後六時四十五分陸軍省發表)

客年二月廿六日勃發せる叛亂事件の直接參加者及該關係者に對する東京陸軍軍法會議審判の結果に就ては既に三次に亘り發表せる所なるが右以外の者に付引續き慎重審理中の處八月十四日左記四名に對し判決言渡ありたり、右軍法會議審判の結果に基く處刑及び判決理由概ね左の如し。

處刑

死	刑	首魁	北	輝次郎
同		同	西	田
無期	禁錮	謀議參與	龜	川
			中	橋
			照	夫

禁錮三年(但未決拘留日數二百五十日算入)諸般の職務に従事
理由の要旨(一部省略)

北輝次郎 は新潟縣佐渡島に生れ夙に國史及國體に付關心を有し獨學を以て廣く社會科學に關する研究に没頭、獨創的國史觀に基き支那亡命客孫逸仙、黃興、宋教仁、張繼等と相識り終に同人等の支那革命黨秘密結社に加入し支那第一革命、第三革命に参加した、歐洲大戰以來世

界を風靡せし左翼思想は澎湃として國內に瀰漫し、加ふるに重臣、官僚、政黨等所謂特權階級は財閥と結託して私利私慾を肆にし國政を紊り國威を失墜し國民生活を窮乏に陥らしめたりと思惟し國家改造の急務なる所以を痛感し茲に近代革命の中核は軍部並に民間同志の團結に依り形成せらるるものなりとの信念の下に大正八年八月頃國家改造案原理大綱と題する矯激なる思想體系の著書を執筆し大正十五年頃前記著書を日本改造法案大綱と改題し西田税に付與して出版せしめ同人を指導督勵し主として陸軍部内青年將校等に對し該著書を指導原理とせる國家革新思想の普及宣傳に當らしめ昭和七年所謂五・一五事件發生の前後頃より逐次菅波三郎、大藏榮一、大岸賴好、安藤輝三、末松太平、村中孝次、磯部淺一、香田清貞及栗原安秀等の同志青年將校と相識り指導誘掖に努むる一方、独自の立場に於て要路の大官、政黨の領袖若は財界の巨頭等に接觸し巨額の生活資金を獲得し一方夙に法華經に歸依し屢妻女が神憑となりて口授するものを以て靈告なりとし之に倚りて國事を豫斷し自ら警世の士を以て任じ居たるものなり。

西田税 は大正四年九月廣島地方幼年學校に入學し爾來陸軍中央幼年學校、陸軍士官學校本科等陸軍將校生徒の課程を卒へ大正十一年十月陸軍騎兵少尉に任ぜられ同十四年六月病氣の爲依願豫備役仰付られ大正十五年北海道御料林拂下問題に關し懲役五月の判決確定し失官したる

が、陸軍士官學校本科在校中日本改造法案大綱を閲讀共鳴し所謂五・一五事件には陸軍側青年將校の参加を牽制阻止したる爲裏切者として狙撃せられ瀕死の重傷を負ひたるも命を完うするや該事件を機縁として栗原安秀等一部青年將校とも逐次氣脈を通じ同志として相結ぶに至り昭和六年以降血盟團事件若くは五・一五事件等軍内外を通じ急進矯激なる國家革新運動の頻發を見るに至るや軍部民間を刺戟すべき宣傳をしるものなり。

龜川哲也 は沖繩縣立中學校卒業後臺灣總督府、專賣局、會計検査院、東京遞信局等の屬官として轉々勤務し昭和二年九月退職滿洲事變勃發以來軍首腦部に接近し種々策動して陸軍部内の各種情勢を偵知し之を久原房之助等に提供して多額の生活資金を獲得し居たるが偶々昭和十年八月相澤中佐の永田軍務局長殺害事件發生するや右辯護資料の蒐集及公判對策打合せ等の爲自宅を其の會合場所に充て西田税等に巧に連絡接觸を緊密にし陰に各種の策動をなしたるものなり。

一、西田税 は昭和九年十一月同志村中孝次、磯部淺一等が其の叛亂陰謀事件に依り檢舉せらるゝやこれを以つて軍内に反對派ありて部外不純勢力と結託し同人等の所謂維新勢力を彈壓せんが爲の偽作陰謀なりと斷じ討幕に邁進すべしとの指令を各地の同志に發し、次で同年七月

教育總監更迭問題と統帥大權を干犯し皇軍を私兵化するに至れりと臆斷し「軍閥重臣閥の大逆不逞」と題する不穩文書を作成し同志相澤三郎中佐の永田軍務局長殺害の動因を作爲し同中佐の公判内外を通じ所謂暴露戰術を以て反對勢力を潰滅すべく努力しありたる處昭和十年十二月中旬頃に至り村中孝次より同志の間に明春第一師團渡滿前に事を擧ぐるの要ありとの議あるを聞き次で同十一年二月初旬頃相澤中佐事件の公判を繞り在京青年將校等の一部同志が愈よ蹶起の意を固めたるを察知し外部に在りて破壊後の建設工作に任じ之に努力せられ度旨懇望せらるゝ狀況なりし爲、多年の情誼に従ひ同人等の蹶起を承認し其の希望を容るゝの外なしと思惟し同月廿日前後頃北輝次郎を訪ね同人に對し前記の決意を披瀝し且村中孝次等より聞知したる蹶起計畫内容に付具に報告し其の承認を求めたる處北輝次郎も西田と共に青年將校等に殉ずるの覺悟するに至れり。

二、龜川哲也 は相澤中佐事件に付き山口一太郎大尉及西田税等と共に専ら同公判對策の指導に任じ同公判内外を通じ頻に畫策努力する所ありしが一方同年二月初旬頃より栗原安秀其の他一部青年將校等は所謂昭和維新斷行の目的を以て近く蹶起すべく決意を固め着々其の實行計畫を進めあるを聞知し破壊後の建設計畫を承諾するに至れり。

三、こゝにおいて西田税は該建設計畫の根本方針として豫て青年將校等の維新運動に對し多大の理解あり且實行力ありとして同人等より崇敬せられある眞崎大將、柳川中將等を以て首班とする強力なる軍部内閣を速に組織せしめ之に依り事態を有利に導き目的を達成すべきことを決定龜川の發言で蹶起後の事態を收拾せしむるには西園寺公を利用せざるべからず而して同公に對する工作には鵜澤總明を興津に派遣するため、龜川哲也は鵜澤總明、眞崎大將等に西田税は小笠原長生に對し夫々連絡して所要の準備を進めありしが西田税は同月廿四日夜磯部淺一の密信に依り愈よ同月廿六日早朝を期し蹶起することを承知し同志澁川善助が既に湯河原に到り牧野伸顯伯の所在を偵察中にして澁川善助妻きぬ子が湯河原より密書を携へ上京し偶々西田税宅に來合せ居たるより所要の連絡を爲し龜川哲也が蹶起資金として金二千圓を提供する、固辭せる村中孝次をして内金千五百圓を受領せしめ自らも亦金百圓を受領し同日午後八時頃北輝次郎方に到り以上の状況を詳細報告し其の後翌廿六日午前一時再び同人宅に到り其の頃澁川善助よりの電話報告に依り同人が湯河原より歸京したることを知り更に同人に對し蹶起部隊の出動状況を視察し速に西田の許に報告すべき旨を指示したり、一方北輝次郎は同月廿一日頃村中孝次の來訪を受け同人より第一師團將士の渡滿前に蹶起の趣旨に付意見を求めらるゝや内閣總理

大臣岡田啓介、大藏大臣高橋是清、内大臣齋藤實、侍從長鈴木貫太郎、公爵西園寺公望、前内大臣牧野伸顯伯等に付ては敢て容喙の限りに非らざるも第二次目標として考慮せられつゝある一木喜徳郎、後藤文夫、池田成彬、三井、三菱の當主等の如きは之を中止し常に言ふ通り、被害は最小限度に止むるを可とする旨教示し同時に村中孝次持參せる同志野中大尉起草に係る蹶起に關する決意文を閲讀し至誠の躍動せる名文なりと激賞し村中孝次に二階の一室を貸與して蹶起趣意書を起草するに至らしむる等専ら同人等の指導督勵に任じありたるが同月廿六日午前一時頃來宅中の西田税と共に蹶起部隊出動の結果如何を待てり。

四、北、西田の兩名は一味の蹶起を知るや海軍中將小笠原長生に對し蹶起將校等の精神を是認し事態收拾に付助力あり度き旨懇請する一方北は「革命軍、正義軍の文字現はれ革命軍の上に二本棒現はれて正義軍と示さる」との靈告ありたりと稱し磯部淺一に傳達し以つて同人の行動を激勵し更に「人無し勇將眞崎あり國家正義軍の爲號令し正義軍速に一任せよ」との靈告ありたりとて西田税と共に村中孝次、磯部淺一等に對し其の旨電話連絡を爲し蹶起將校等をして右趣旨の如く行動するに至らしめ外部の一般的情勢は海軍側も一致して支援しあるのみならず全国各地よりは數千の激勵電報到着しある情勢なるを以て飽く迄目的貫徹のため現在の占據を

持續するを可とする旨を指令し西田税は杉田省吾を招致して同人、澁川善助及び福井幸等をして各地軍部並に民間同志の蹶起を促すべき趣旨の檄文を作成し之を各地に郵送頒布するに至らしめ、更に北は法華經讀誦中に偶「神佛集ひ賞讃賞讃おおい嬉しさの餘り涙込み上げか義軍勝つて兜の緒を締めよ」等の靈告ありたりとて方に國家革新の好機は目睫の間に迫れるものと爲し其意外の成功を祝福しありたる處栗原安秀より自決の已むなきに至りたる旨の電話報告に接するや同人等自決を阻止し村中孝次に對し奉勅命令は「脅かし」ならん一度蹶起したる以上は自決の如きは最後の問題なる旨強調し兩名で一旦責を負ひ自決を決意したる蹶起將校等に對し極力其の自決を阻止したり。

五、龜川哲也 は西田税等と謀議決定したる前掲建設計畫の根本方針に基き右蹶起の前後に亘り眞崎大將、鵜澤總明を訪問し鵜澤博士に對しては蹶起の場合には與津に到り西園寺公に對し眞崎大將を以て速に内閣を組織し事態を收拾し得る様意見具申せられ度と要請し蹶起の前夜金二千圓を其の蹶起資金として村中孝次に提供せむとし同人の固辭せるに拘らず強て之に金千五百圓を又西田税に金百圓を各交付斯くて蹶起部隊は方に出動準備中なること及び西園寺公の襲撃は中止に決したること等の確報に接するや眞崎大將邸を訪問後鵜澤總明方を訪問し眞崎大

將、柳川中將等を中心とする軍部内閣を組織し得る如く西園寺公に進言せられ度旨を極力懇請して同意せしめ山本英輔大將に電話連絡を爲し一刻も速に事態を收拾するの要ある旨を力説進言する等各種の政治工作に任じ俄然情勢の變化に伴ひ身邊の危険を察知するや各種の證據湮滅手段を講じたる上同日午後十時頃從來の親交を辿り東京市芝區白金今里町十八番地久原辰之助方に潜入し爾來同人の庇護の下に同家に隠避し居たり。

北輝次郎、西田税、龜川哲也は何れも昭和十一年二月廿六日事件に参加し香田清貞、安藤輝三、栗原安秀、村中孝次、磯部淺一等の反亂行爲に共同加功し北輝次郎、西田税は反亂の主動者として行動し龜川哲也は反亂の謀議に參與したるものなり、以上の如く北輝次郎、西田税が痛く國家並に皇軍の前途を憂慮するに至りたるは之を諒とすべきものありと雖終に統帥大權を破壊するの結果を招來するに至らしめたるはその罪責重且大なりと認むべく仍て前記の如く處斷せり、中橋照夫は其の實父篤二が青年時代滿洲支那南洋等に活躍したる豪快なる氣宇を享け昭和五年三月佐世保中學校卒業後明治大學に入り目下大學政治經濟學部在學中のものなる處右在學中血闘事件五・一五事件等急進矯激なる國家革新運動の頻發を見るに至り就中五・一五事件には親友奥田秀夫が警視廳に留置せらるゝに及び茲に愈よ國家革新運動の犠牲者たらむこ

とを決意するに至れり、村中孝次、澁川善助等が元陸軍歩兵中尉栗原安秀等一部目的を以て相團結し多數の重臣大官等を殺傷し且麴町區南部一帶の帝都樞要地域を占據したるを知るや澁川善助と會見し山形縣下に赴き同地農民同志及軍隊をして中央反亂部隊に相呼應して蹶起せしむべき決意を披瀝し山形縣下農民同盟及農民青年同盟の同志の糾合其の他蹶起準備を爲さしむる爲朝倉七郎及長谷部清十郎に連絡し右兩名をして同志穀野幸雄外三名と共に同日山形縣赤湯町温泉旅館松島館に集合し蹶起の爲彼の來着を待つに至らしめ以て村中孝次、栗原安秀、澁川善助等の反亂行爲に共同加擔し該反亂擴大の爲諸般の職務に従事せるものなり。(軍陸省發表)

5. 以上の外に多數の非合法直接行動事件あるも其の主旨は前記せる趣旨と大同小異なるを以て其主なるものを極めて簡單に列記するに止む。

イ 齋藤首相暗殺豫備事件 昭和七年六月頃神武會顧問、今牧嘉雄は大川周明檢舉に憤慨し同志と謀議し當時の齋藤首相の暗殺計畫を立てたるも中止したる事件。

ロ 若槻禮次郎男暗殺豫備事件 昭和七年八月頃國粹大衆黨總裁笹川良一の遠縁者たる本庄猪三郎はロンドン條約に憤慨し其の責任者たる若槻男を暗殺せんと計畫せるが中途發覺せる事件。

ハ 救國埼玉青年挺身隊事件 昭和八年十一月頃吉田豐隆外六名にて政友會總裁鈴木喜三郎を暗殺せんとしたる事件。

ニ 若槻男及小山司法大臣暗殺未遂事件 昭和八年十一月頃愛國社員野口進、大澤武三郎、松井治雄等の同志佐野屋留雄の判決に不満とロンドン會議に對する憤慨とに若槻男及司法大臣暗殺を計畫したる事件。

ホ 宇垣朝鮮總督暗殺豫備事件 昭和九年五月頃救國學生聯盟員小林哲夫等は宇垣大將は陸軍大臣當時國防を無視して四ヶ師團を廢止したるものにて且つ最近内閣の後繼者と目されるも斯る人物を以て組閣せむるは國家の不爲であるとし之を阻止する爲め暗殺を策動したる事件。

ヘ 便郵局ギヤング事件 昭和九年六月例の東京市赤坂區高樹町郵便局ギヤング未遂事件に依り取調の結果右翼急進分子の國家革新の運資金獲得の目的なる事判明したる事件關係者は大同俱樂部員鈴木欽、統天塾藤村又彦、統天塾同人百田勝、同大屋源幸、同棟方正一同小森忠夫同折笠彌之大日本生産黨員渡邊甚内等である。

ト 土佐建青隊事件 昭和九年八月末檢舉せられたる高知縣右翼急進分子なる愛國政治同盟

員、山崎雅章、同宗圓仁治、新日本國民同盟員、堀地正亮、同安並滿、等昭和維新斷行の直接行動計畫を爲し土佐建青隊なる秘密結社を結成し之が運動資金獲得手段として滿洲國紙幣の偽造を企圖しつゝあつた事件。

チ 昭和維新血警隊事件 昭和九年七月右翼團體、日東義會の脇坂利得及元皇國義勇團員阿部直卿、同吉川茂巳等は同志と共に急進的國家革新を志し首題の結社を組織し西園寺公望牧野伸顯、三井高公、岩崎小彌太、高橋是清等の暗殺を計畫中發覺したる事件。

リ 少年暗殺未遂事件 昭和九年十二月五・一五事件公判記事に刺戟され少年五十嵐軍太、垣田忠二郎、石井藤三郎外四名は血盟をなし捨身以て國家革新に盡さんと志し大官暗殺を計畫し、短刀及斬奸狀を所持西園寺公に面會を求めて發見されたる事件。

又 讀賣新聞社長襲撃事件 昭和九年十一月神武會青年部長、兼柔道教師、長崎勝は讀賣新聞及社長正力松太郎は帝人事件其他非國家的行爲ありとして日本刀を以て刺傷せしめたる事件。

ル 一木邸暴行事件 昭和十年三月國粹大衆黨挺身隊長、藤吉男及菊池大八兩名は所謂機關説問題の根源は一木樞相にありとし之を威嚇せんと同邸を訪問日本刀を抜き暴行を爲したる事件。

る事件。

ヲ 神風隊事件 昭和十年五月頃大日本生産黨員宮山正一、伊藤猛、今島武義等神風隊なる秘密結社組織し宇垣大將及顯官の暗殺を計畫し凡有武器、爆藥等の入手及運動資金の獲得の爲め強盜を敢行し發覺したる事件。

ワ 永田軍務局長殺害事件 昭和十年八月十二日、豫てより急進的國家革新論者たる西田稅村中孝次磯部淺一等と親交ある相澤三郎中佐が教育總監眞崎大將等の更迭を以て永田軍務局長等の策動なりと信じ、且つ同局長は革新運動を阻止するものなりとして殺害したる事件。

カ 美濃部博士狙撃事件 昭和十一年二月大統社幹部小田十壯は美濃部の所謂機關説問題に憤慨し暗殺を決意し偽名にて面會斬奸狀を示し拳銃で狙撃した事件。

ヨ 防共護國團事件 昭和十三年二月十七日、中溝多摩吉を盟主として本年一月十五日東京府下八王子にて結成されたる防共護國團一派約四百名が舉國一致體制には政黨政派は解消すべしとデモを敢行政黨本部を占據したる事件。

右翼主義運動に對する取締

我國の國家國民主義及ファシズム的運動は其の根本指導原理(イデオロギー)に於ては我國體精神或肇國の原理に適合せざる一切の弊害欠陥を除去し以て皇國の眞髓を發揚せんとするものである故に其の精神に於ては何人と雖異存はあるべき筈なきも、其の具體的、行動、主張、政策等に於て適正妥當なりやと言ふに疑しきもの少なしとせず、即ち時流に投じ不純なる目的の爲に此種運動を利用し私腹を肥さんとするもの、或は急進的思想を以て法規を無視し直接行動を敢行せんとするもの少なしとせず、故に之等治安を紊す行動に對しては斷乎として之を排除すべきである。

其他思想(特高)警察上注意を要する運動

以上述べたる所謂狹義社會運動及狹義社會思想を指導原理とせず、然も思想(特高)警察上重要性を持つ所謂廣義社會運動に就き二、三簡單に述べよう。

之等の運動は其の發展過程に於て大衆運動に發展或は狹義の社會運動に發展し又は非合法運動に發展する等相當重要な性質を内抱するを以て注意を要するものとす。

1. 宗教問題

一、現在の社會組織を大別して經濟組織と宗教、道德等觀念的精神的組織とに大別する事が出来る。而て前者を社會の下部構造或は下部建築と云ひ後者を上部構造上層建築と云ふ。此の最も重要性を有する上部構造中の最たる宗教の美名の下に最近は類似宗教(淫祠邪教)の氾濫を來し種々問題を惹起せし事は社會上最も重大なる問題にして特高警察上重要な一部門たらざるを得ない。依つて宗教と淫祠邪教の相違並に注意事項に關する一應の理解を持つといふことは警察官としては如何にしても必要な事である。

二、宗教とは神佛の精神的信仰によつて人間の經驗を處理せんとする態度である。而して信仰は正信と迷信とある。例へば疾病を治癒するとか(最も病氣の種類に依つては精神療法を要するものなしとしないが萬病を治療し得るとか云ふ事は有り得る事ではない)火難除盜難除等々靈妙不可思議な力があるが如く信仰崇拜するは迷信である。宗教と邪教の相違は正しき正信を説か又は迷信を以て誘惑せんとするかにある。

三、宗教と邪教との判別は最も困難であり一流の既成宗教中の一部門には邪教と似通ふ處多々あるからである。故に之が色別は難事なるも大體に於て次の三點を基礎として判斷するより

外はない。一、現代の常識 二、現代の科學 三、現代の哲學を以て測定し各々の具體的各疑點ありし場合は其具體的事實が如何なる法律に違反するかを判定せねばならぬ。

四、邪教信者には大多數は批判力の乏しき無知なるもので盲信狂信なるもの多く此の狂信的な間隙弱點を利用して凡有手段方法を講じ精神的は元より政治的・經濟的・思想的等々總てを教祖或は幹部等の意の如く左右さるゝものである。

最近最も奇異とする處は此等邪教と目さるゝものに相當なる教養あり名譽ある者の信者を見る事である、彼は元より眞の信者に非ず彼等は自己の欲望を達せんが爲に宗教を足場となし幹部となり或は宣傳事務をなし彼自己の勢力或は經濟名譽等凡有欲求に答んとする者多く彼等こそ最も注意を要する人物である。

要するに宗教の世道人心に益するところ少しとせざるも、信仰の深まるにつれ往々にして國權國法を無視し例の大本教、ひとの道等の如く司直糾明を要すが如き行爲なしとせず、即ち(安寧秩序を妨げず及臣民たるの義務に背かざる)限度に於ては自由信仰なり。

五、而して安寧秩序を妨げ臣民たるの義務に背く、行爲に對しては何宗たるを問はず、治安保持上嚴に取締を要す。從來の經驗上最も注意を要するは、國體の精神に反する事項、皇室の

尊嚴に關する事項、人心攪亂行爲、罹病災厄及醫療妨害行爲、財物詐取行爲、風俗壞亂行爲、等々最も注意を要する點であらう。

2. 農山漁村救濟運動

我國は土地狹隘の上に人口増加率高く且平野少く山間多く爲めに農山漁村經營は其の發達遅々として振はず、他の商工業發展に對して遙かに遅れ、一方經濟機構、政治機構も封建的より資本主義的へと移行し從來の重農主義は商工業中心主義的となり、農漁村は兎角閑却される弊なしとせず、爲に自然的條件、經濟的、政治的に不利なる立場に立ち、漸次に疲弊加はり、且つ世界大戰後の世界恐慌は昭和五、六年頃より農漁產物價の下落等による農山漁村の疲弊益々加り加之るに昭和八、九年の冷旱風水害等により一増の困窮を來たし、切實なる當面の救濟要求として現はるに至つた。

而して農民組合イデオロギーとは別個に農會、産業組合或は町村等の公共團體をして、農漁產物價問題、肥料問題、土地問題、地主小作問題、農漁村負債問題、公課問題、醫療問題、文化問題等々凡有農村の窮狀に對し救濟運動を展開するに至つた。

即ち米穀自治管理法案、産繭處理統制法案等々の獲得運動、或は稅制改革、教育費國庫全額

負擔、其の他種々なる當面せる問題をとらへ、請願に或は陳情に果敢なる運動を恒久的になさんとする状況にある。

之が取締に對しては慎重を要するは勿論にして現状より生ずる眞實の叫びは原則として抑壓すべきではないが、之が大衆運動となり或は左翼的に指導せらるる恐れある等或は非法に轉化する等の虞ある時は治安上相當の注意取締を要す。五・一五事件其他の非合法運動に照しても之等の運動の發展に起因するもの多を見るとき一増細心の注意を要するであらう。

3. 中小商工業者救済運動

最近に於ては大資本の獨占化と同時に産業の統制化により、中小商工業は没落に瀕するに至り昭和八年末頃より之が救済對策の目的にて商權擁護聯盟を組織し種々なる統制的法案に反對を唱へ或は産業組合運動とは對蹠的運動を展開し或は百貨店法の制定運動等農山漁村救済運動と同様請願に陳情或は中小商工業者の振興方策確立運動等凡有る方策を構じつゝある現状である、之等の取締も農山漁村運動と其の方針を一にするを以て之を略す。

4. 國家總動員

既に非常時局に對する認識の確立に於て大略述べたるところなるも重ねて注意を喚起し此の

非常時の克服に萬全を期さんとするものである。即ち現下の非常時は相當長期に亘ることを自覺し堅忍持久國家總動員の實を掲ぐは國家國民將來の飛躍の前の困難なることを部民に徹底せしめ聊の遅緩を許さるべき時期にあらず。

人間稍もすると咽喉下過れば暑さを忘るの例の如く最初は緊張し興奮し居るも長期に亘ると次第に遅緩し或は緊張を欠き國家精神に反する言動を弄することなきを保し難きと不知不識の中に斯の如き言動の出するなきを保し難きを以て細心の注意と周到の對策を要するは勿論本年議會に於ても之に關する種々法案の成立を見ることが豫知さるゝを以て之等の法規の精神を把握し之が施行に捨身的奉公の誠を致さねばならぬと確信するものである。

と同時に部民の事情動靜に極めて細心の注意を拂ひ日常生起する輕微なる事柄と雖も詳細に検討し救済すべきは救済方法を講じ、取締るべきは取締り、賞揚すべきは賞揚し常に部民をして緊張し國家總動員の線に沿ひ遺憾なき指導の任に當るべく心掛けねばならぬであらう。

5. 以上の外に外事警察其他益々複雑化に従ひ思想(特高)警察に關聯する事務は漸次増加することと察せらるるも既述したる何れかの部門の指導精神を基礎とし思索以て之が取締、視察、内偵に當れば大過なく其の目的を達し得ると信するを以て之等を略す。

思想（特高）警察活動の要諦

一 非合法的組織運動は、その組織の強大を招来せねばならぬのであるが、それだからその秘密組織の存在を公然或は陰然と大衆の前に暴露せねばならぬ。しかしその本體・組織員の如きを明示發覺せしめることは彼等にとつて當然に致命的打撃——檢舉——を受けることを覺悟せねばならぬ。この危険を免るゝためにあらゆる方法をもつて驚くべき精緻なる注意を以て困難と不自由と危険を侵しつゝ官邊の認識を困難ならしめんとしてゐる。

この秘密潜行運動の組織の實體を正確に把握してこれを潰滅し、これによつて國家社會の紊亂を防衛することが思想（特高）警察の最大の任務である。

しかしながら、思想的犯罪が、かくの如く團體的結社を組織し、繼續的に行はるゝことは警察取締上むしろ好都合である。何んとなれば、

イ 犯人が多衆なること、これは一人の犯人を檢舉することによつて、他の組織團員を檢舉することが出来る。

□ 結社による運動の永續性は、一瞬に行はるゝ犯罪よりも發見探查の機會が多い。等々の諸點があるからである。

二 事陰微不明に亘る事物を究明する爲には、必ず精緻なる觀察・推理・證明を必要とするは勿論それによる成功の道は決して平坦ではない。一切の困難を克服して初めて達しうる旅程である。

ことに極力——それは能ふ限りの人力を盡して——秘匿せんとすることを究明しやうとするには更に一段の工夫を必要とし困難を伴ふものと覺悟しなければならぬ。彼は能ふ限り物的證據を残存せしめざらんとし、たゞ協同の記憶の中に組織を持たうと努める、それを覺知せられざるやう探知するといふことは極めて困難——殆んど不可能——なことだとさへ感ぜられる。だがこれを如何にしても斷じて可能ならしめねばならぬ任務を持つ（思想）特高警察である。困苦思ふべしであるが、この困苦を克服するものは一に警察精神の遺憾なき發揮を根本原力とする。

三 さて、われわれは彼等の潜行運動を迅速に——出來得べくんば未然に——探知するためには、内偵・査察に全力を盡くすべきである。内偵査察の一般的な第一歩は戸口調査にある。在住者の職業・性行・交友・趣味・出入人・來歴・家族・通信・關係・近隣との關係等々について知悉す

ることは勿論、一定の正業なき者、失業者新移住者等々については迅速に必要な事項の真相を把握することに努むべきである。ことに社會運動者、思想的犯罪の前科者に對してはその身邊の一切について嚴密なる査察が肝要であると同時に新運動者の發見、不穩文書の發見等に留意すべきである。

凡そ如何なる團體結成に於ても、その統制ある活動をなすには中心人物を必要とし、これを中心として結成せられることは左右兩翼の何れたるを問はない傾向である。しかも、かくの如き中心人物の思想・行動・經歷・性行等の査察は決して不可能事ではない。若しその身邊・舉動・生活等に精細な査察を完成するならば、彼の日常行動・彼の交友・關係團體・彼を圍繞する人物等々を知ることが出来るのであらう。

しかも、從來の實例に見るに、如何なる處刑と彈壓を加へらるゝとも、なほ且つそれを生涯の運命でもあるかの如く執拗に主義の主張行動、或は革新運動に没頭する者が多い。

されば、かくの如き思想傾向を有する者の不斷の査察は思想警察上最も重要なことである、その人相、習性、交友、關係團體等々は是非とも知悉する必要がある。

勿論、これ等の者も、變名・偽裝等々、當局の視界を逃るゝためにあらゆる術策を弄するこ

と當然のことであるから細心に注意すべきだ。

社會的に無名の者にしても、思想に經歷を有する者に對しては、最も精細なる日常不斷の査察を行ふべきである。彼が如何にして生活し、如何なる職業を持ち、その交友、出入人、關係團體等々の如何を知ることが不可欠の査察事項である。

又逆に、以上の如き思想の所有者の交友、出入人、關係團體の如きは、彼れと同一なる傾向にあるものにあらざるかを探查すべきである。凡そ思想運動を爲すものは、他と連絡をとり組織を展張してその運動効果を最大ならしめんとするのが通例であり、思想運動の運命的必然であるからである。

四 自己の取締管内に思想團體の事務所、本部、支部その他が存在する場合は、特に嚴密なる注意を必要とする。勿論秘密潜行運動者が、公然の思想團體の事務所、本部等を秘密運動の會合場所或は策動本部とすることは稀有のことではあらうが、しかしながらかく考られる裏を搔いて、恰も合法的會合なるが如く、或はその表面的名目の事務所を行ふためなるが如く装ひつゝ、運動を爲す事例が枚擧に遑なかつた過去の事例がある。云ふまでもなく結社の事務所は、法規上一定の警察権限により視察臨檢をなすことが出来るから、彼等にとつてこれ等の危険を冒す

用意の裏を搔くだけの機敏と周到さを準備しはければならぬ。

近來秘密陰家(マヂ)と稱し、勿論偽名を用ゐ、一見正業を持つが如く装ひ、偽装(カマフラ)して彼れが運動者であることを秘匿せんとする。されば運動者の本名は知つてゐてもたゞ氏名のみを以てしては全然その發見が不可能である。不審の點あるものに對しては、秘かに本籍地に照會を爲すか、然らずんば配付せられたる寫眞(捜査用)により彼の首實驗を爲すべきである。

又交友、出入人、關係團體、近隣の噂等々から大體の見當はつきうるものであるが、それ等により得たる材料は、更らに自己の自ら獲得せる材料をもつて確信を持ちうるまで精査することが必要である。

五 非合法運動組織に關係を有するものは、檢舉によりその組織網を破壊せられることを極度に恐るゝものであるから、身邊に危険を感じることに、或はそれらしき氣配に對しては異常に敏感なるものであり、且つこれ等の點については常に極力注意し、若しそれ等の氣配を感知するときは敏速に他に通報連絡をとり、逃亡潜入することを常とする。されば査察内偵に當りては全く彼れの感知外に於て爲さるべきである。若し彼れがこれを感知すれば一切の準備を整ふるであらうばかりでなく全組織的に潜入をより深めるであらう。

されば、彼れが感知する以前に於て敏速に彼れを檢舉することが必要である。否「彼」を檢舉するばかりでなく「彼れの一味全部」を一網打盡的に檢舉することが必要である。若し不用意に組織團體の一員を檢舉するならば、その團體組織全部が迅速に猛烈なる警戒を敢行して了ふからである。

それ故にある組織の一員を確實に探知し得たりとするも、彼を逃亡せしむることなき自信と準備を持ち得るならば、彼の身邊——交友・關係團體・出入人等々——からその組織の全部を究知しうるまで彼を監視しつゝ、檢舉を延すべきだ。たゞ功を焦つて短慮直行するときは必ずや大魚を逸し去ることなきを保し難い。

六 これ等の任務を單に個人的努力によつて克ち得ることは殆んど不可能である。況んやその迅速を期するに於てをやである。故にこの目的を達するためには協力によるより外に途がない。一騎打の功名を誇らんとすが如きは多くの場合今日に於ては封建的行動として嗤を招くことが多い。協同の力は加速度的効果を持つものだ若し一長の下にガツチリと組んで手足の如く分業的にして一體的活動をなせば、その強大なる権力の下に活動するところの警察力は一を以て十の非合法に當つて必勝を期しうるであらう。云ふまでもなく彼がすでに切迫せる危険を感じ

知したる場合は急速に部分的檢擧の斷行も亦止むを得ないであらう。

七 明白なる實證を持つ者に對しては最初から中心目的に對する訊問を開始して可なりであるが、しかし思想的犯人に對しては

イ 本籍・住所・姓名を正確に知ること。

ロ 自白に對する實證を把むこと。

ハ 訊問の中心目的に對して重點を置く風を見せず。その外廓的訊問を可能的に精細ならしむること。

ニ 訊問の機熟せりとする頃急調的猛烈なる追及的理詰的訊問をなして中心目的とする事項を效果的に供述せしむること。

訊問に對する答辯に曖昧な點或は矛盾を發見することに努め、若これを見出したるときは、直にその點を追及して真相究明に努むることも可なりとは云へ、しかしながらそれは未だ必ずしも拙ならざるを保し難い。一應はその矛盾に氣付かざる如く聞き流して供述を終らしめ、しかる後に曖昧矛盾の個所を強く急追究明する方法は往々にして豫想外の効果を收めうる場合がある。

又、若し最初より中心目的事項を卒直に追究するときには被訊問者をして強く意識的に警戒せしむる危険を醸成する。

八 訊問に當つて、ことに非合法運動者なるときは公然と警察官に反抗し頑強に訊問に應答せざる場合がありうるけれども、緩急寛嚴機宜の工夫をこらし、眞情は遂に理を克つの眞理を體得して事に當れば、而して一方外部の證據固めに努め内外呼應して事に當れば真相の究明は斷じて不可能ではあり得ない。たゞ注意すべきは檢擧の際に於ける申立を精密に準備してゐるのを常とするから一應表面上信を置かるべき供述——明白にして矛盾なき供述——を爲したりとしても必ずしもそれを眞なりと輕信することは可なり冒險である。ことに「警察の訊問或は非公開裁判等に於ては出來うるだけ自己及組織防衛のために出鱈目を以て逃れんとすべきでありいよ／＼公開裁判となれば大衆の前に組織の權威を保つために自己の經驗の如何に拘らず堂々と理想論を吐いて抗爭——公判闘争をなすべきだ」といふのが非合法運動の鐵則であることを思ふべしである。

九 以上の他に凡有思索と可能の限りの合法手段連絡を講究するに非ざれば非合法的運動の的確なる證據を擧げることには困難なり若し可能なれば非合法グループ内の者を自己の支配權内に

掌握することである。目下非常時下た於て尙最も注意を要する事は時局に關し種々前述したる處なるが、國際スパイ問題にして之等も從來の方法とは更に進歩し國內の總ての機關及民心の動向、産業能力等々凡有る角度より國力、民心、機密機關等之等總てに潛入調査せんとして、あるを以て最も細心の注意と容疑者の發見と發見したる上は系統的に周到なる内偵をなし其の確證を擧ぐること努めねばならぬ。

一〇 思想(特高)警察上の要諦は尙多く注意事項あるも最も留注を要するは内外の諸情勢にして漸次改善されつゝありとは雖も考へ方に依りては益々深刻化しつゝありとも云ひ得べく目下は戰時中にて全國民が緊張自重し表面的には餘り表れ居ならざるも戰局の終了前後は最も留意を要する時期に非ざるやと憂慮さるゝ即ち人民戰線、右翼の革新運動等種々なる運動擡頭するは過去の歴史に明かなるところなるを最も慎重之が對策に今日より周到なる準備を要するのであらう。

思想警察通論終

追補

經濟警察

一 經濟警察の概念

經濟警察は事變下の經濟統制即ち經濟國策の實施上の要請に因り誕生したるものである。

現實の必要と、經濟統制は最近頃に勃興せる全體主義統制經濟の時代的思潮とも符合する、即ち自由主義的經濟機構の是正改革が強調せられ、全體主義的見地に立脚しての統制經濟機構への編成替が唱へられ、新舊思想の對立—現状維持—現状打破の相剋摩擦を生ぜしめつゝあつたが、一度事變發生するや之等對立—イデオロギーの問題—理論の如何—機構の問題—政策の問題等々は急迫せる現在にありては論外にして、現實の戰爭遂行の必要上經濟統制は不可避的に實行せられ將來益々之が強化を要求さるゝ情勢に立到つてをるのである。

經濟警察はかゝる事變下經濟情勢に即應して國策遂行上の重要性を背負つて發生したものである。

即ち事變下の經濟國策の實施の必要が生んだものであつて、經濟警察は今後の國策の強化徹底に隨伴して、益々その整備充實を必要とする、而して之が整備擴充上種々學說及觀念論の對立あるとするも之が實施には一刻の逡巡を許容すべからざる現狀であるが故に目前の未曾有の聖業遂行——國家目的達成の爲には理論を離れて、之が實效を擧ぐるに最善の努力を致さねばならぬ、之れ新に警察に課せられた重大任務である事を自覺せねばならぬ。

この歴史的的重大任務を通じて國策實施を確保すると共に之が運営の圓滑は勿論、更に將來益々警察分野の擴大性に思及する時警察の任務と責任の愈々重大を加へつゝあるを痛感せざるを得ない以下經濟警察概要を記述し其重大性を喚起せんとす。

二 事變と經濟警察

戰爭に對する物心兩方面の充實確保の必要なることは既に再三述べたる處にして、經濟警察は即ち物資に對する國策に協力するものである。

支那事變も所謂第三段階に入り蔣政權の長期抗戰に徹底的に之を打倒し、今次事變の究極の目的を達成するが爲には、舉國戰爭遂行に協力せざるべからず。政府の施政亦此目的遂行に集中せられざるは勿論なり、就中國防經濟の確立は事變下の最大政策の一である。即ち時局に對處する爲め戰時經濟體制は不可避の喫緊事である、戰爭目的遂行に即應し國家が企畫的に物資の總動員をし、國民經濟活動に統制を加ふることは當面の急務である、換言すれば、自由經濟を極度に制限し、經濟統制を強化徹底するは事變遂行上必須の趨勢であり、事態に對應する止むを得ざる措置と言はざるべからず。

即ち事變勃發以來幾多の經濟統制が實施せられてをり更に之が強化徹底の爲め、去る六月二十三日物資動員計畫を發表して軍需及輸出原料の充足を優先とし、物資の生産、配給、消費、輸出入、價格の各方面に亘つて統制が強化せられ、之の計畫の徹底的實行を期し以て物資の統制運営を最も有効適切ならしめ戰爭遂行と國防の安固と國民經濟の維持を企圖するものである。

故に之が實行に關しては産業、國民生活其他各方面に影響するところ大なるものあり、その打撃は從來の統制の比にあらざるものあるを豫想さるも、之の計畫は如何なる困難に遭遇する

も断じて、その實行を期せねばならぬ。之が實行に伴ひ必然的に發生するところの違反、障害、摩擦等々は、最高國家目的遂行の爲め断じて之が絶滅を期せざるべからず。經濟警察は、かゝる國家目的達成上經濟統制強化の國策線に沿つて、之が實行を確保するに、あることを認識し且つ之の重要性を確認して遺憾なきを期せねばならぬ。

三 經濟警察の特質

經濟警察は從來の特高、保安、刑事、衛生警察等と其性質を異にすることは言を俟たざる所であるが、茲に最も注意を要するは所謂自由主義的經濟機構との關係である。

即ち從來は經濟活動（産業經濟）に於ける自由が尊重せられ、契約の自由が保護され、公序良俗に反し又は他人の法益を侵害し或は公共の安寧秩序を妨げざる限り經濟活動は全く自由で國家が之に干渉することはなかつた、されば産業は個人の營利を繞つての自然的經濟調整作用を期待する以外は、全くの無統制無秩序の状態であつて、國家的必要とか國家の目的の爲とかは第二義的立場に置かれてをつたのである。斯る産業、經濟事情の下に於ては、産業權、財産權の保護、契約の自由を根幹とし之等自體の助長振興を圖るを目的とした立法（産業立法）が施

行せられ、之を障碍侵犯するものを除去取締るのであつた。（所謂産業警察）

經濟統制立法は前記産業立法とはその趣を異にし、即ち戰爭目的遂行上、國家の目的、國家の需要の爲め一定の企畫の下に産業を調整し各人の經濟活動を統制せんとするもので國家的必要の爲め、國益の爲め、私益を中心としての自由なる經濟活動を制限禁止するものである。

而して全體主義的見地に立脚し國家の經濟的統制實行の爲には、個人主義的行動を制肘する、事變下に於ける經濟統制立法は、國家の目的達成を目的とするものであつて、之が統制命令に違反するを取締つて、國策の實現に協力するのが經濟警察の責務である。

斯の如く産業警察と經濟警察とは其の維持せんとする目的を異にするものであつて、經濟警察は産業警察の如く、財産權の保護を中心としての經濟的秩序の維持を主眼とせず、國家理想達成の爲め企圖されたる經濟統制の秩序を維持せんとするものである。

産業警察の維持せんとする秩序と經濟警察の維持せんとする秩序とは本質的に相違があると同時に維持せんとする秩序の重點に就て國家の動向も變更されつゝある、經濟警察の使命も亦この國家の新動向に即應し新經濟秩序の維持に任すべきである。

四 經濟警察の當面の任務

經濟警察の當面の任務の重なるものは左の通りである。

1、經濟統制命令違反の監視及之が檢舉取締

右は經濟警察の中心をなすもので、戰爭遂行の爲めの物資調整の必要上警察事務として要請せられたのであつて、今後尙各種の統制命令の擴充強化されるは必定であつて、統制違反の監視摘發は愈々重大化するに至るであらう、之が違反なからしめ經濟統制の實效を擧ぐるに寄與するものが第一主要任務である。

2、經濟統制の國民生活に及ぼす影響乃至社會不安等に關する情報の蒐集

右は寧ろ本然の特高警察の一部に屬するが故に密接不可分の關係にある。即ち經濟統制が強化實施せらるゝに因り、諸産業並に一般國民生活等に至大の影響を與へ爲めに事業不振、失業者の續出、日常生活の逼迫等に因る社會不安の發生等々に關し、その狀況を内偵蒐集して治安の萬全を期すると共に關係當局と連絡して計畫の實施及其の影響に對する對策の樹立に資さねばならぬ。

3、經濟統制確保の爲めの關係當局に協力すること。

例へば現在警察にて取扱ひつゝあるガソリン購買券發給の如きは本然の警察事務にあらざるも便宜上配給の實效を擧ぐるに最も適當なるを以て之を爲し居る等の如き之なり。

五 經濟警察實施上の注意

イ、平素經濟的知識に比較的乏しき立場にある警察官として、經濟諸關係、諸事情等の知悉並に統制關係法規の精通等今後充分なる研究をせねばならぬと同時に特に關係當局と密接なる連絡協調の下に執行せねばならぬ。

ロ、軍需工業の活況に反し、民需工業は不況に襲はれ、工場閉鎖休業、短縮等に従つて、従業員的生活不安又は失業等之が動向は特に戒心を要す。

ハ、物價の騰貴は輸出貿易に關係あるのみならず、國民一般特に下層階級に及す影響大なるを以て之等は直ちに社會不安の形成となつて現るゝが故に最も注意を要す。

ニ、農産物と工産物との價格の均衡問題及び農民生活に及す影響等特に留意を要するところなり。

以上の外各方面に對し注意を要する事項多々ありとするも、要するに本計畫は諸産業に及ぶ影響、社會不安、失業問題等々廣汎な全面的國民生活に密接に關聯し、その影響するところ甚大なるを以てその運営の如何は直ちに大なる社會問題を惹起するを以て、之が實施とその影響の真相を査察し、治安維持上遺憾なきを期せねばならぬ。(以上)

増補

政治今後の動向

今後の政治動向は一言にて表現すれば全體的國防國家完成に向つて邁進するものと云ふことが出来る。先づ昭和十五年八月二日政府の發表せる基本國策要綱を左に記載し以て其の嚮ふ處を考察せんとす。

世界は今や歴史的一大轉機に際會し數個の國家群の生成發展を基調とする新なる政治經濟文化の創成を見んとし、皇國亦有史以來の大試練に直面す、この秋に當り眞に肇國の大精神に基く皇國の國是を完遂せんとせば右世界史的發展の必然的動向を把握して庶政百般に互り速かに

根本的刷新を加へ萬難を排して國防國家體制の完成に邁進することを以て刻下喫緊の要務とす依つて基本國策の大綱を策定すること左の如し

一、根本方針 皇國の國是は八紘を一字とする肇國の大精神に基き世界平和の確立を招來することを以て根本とし先づ皇國を核心とし日滿支の強固なる結合を根幹とする大東亞の新秩序を建設するに在り、これがため皇國自ら速かに新事態に即應する不拔の國家態勢を確立し國家の總力を擧げて右國是の具現に邁進す。

二、國防及外交 内外の新情勢に鑑み國家總力發揮の國防國家體制を基底とし國是遂行に遺憾なき軍備を充實す、現下の外交は大東亞の新秩序建設を根幹とし先づその重心を支那事變の完遂に置き國際的大變局を達觀し建設的にして且つ彈力性に富む施策を講じ以て國運の進展を期す。

三、國內體制の刷新 内政の急務は國體の本義に基き庶政を一新し國防國家體制の基礎を確立するに在り、これが爲左記諸件の實現を期す。

1、國體の本義に透徹する教學の刷新と相俟ち自我功利の思想を排し國家奉仕を第一義とする國民道德を確立す。

- 2、強力なる新政治體制を確立し國政の綜合統一を圖る。
 - (イ)官民協力一致各々其の職域に應じ國家に奉公することを基調とする新國民組織の確立
 - (ロ)新政治體制に即應し得べき議會翼賛體制の確立
 - (ハ)行政の運用に根本的刷新を加へその統一と敏活とを目標とする官界新態勢の確立
- 3、皇國を中心とする日滿支三國經濟の自主的建設を基調とし國防經濟の根基を確立す。
 - (イ)日滿支を一環とし大東亞を包容する協同經濟圏の確立
 - (ロ)官民協力による計畫經濟の遂行特に主要物資の生産、配給、消費を貫く一元的統制機構の整備
 - (ハ)綜合經濟力の發展を目標とする財政計畫並に金融統制の確立強化
 - (ニ)世界新情勢に對應する貿易政策の刷新
 - (ホ)國民生活必需物資特に主要食糧の自給方策の確立
 - (ヘ)重要産業特に重、化學工業及び機械工業の劃期的發展
 - (ト)科學の劃期的振興並に生産の合理化
 - (チ)内外の新情勢に對應する交通運輸施設の整備擴充

- (リ)綜合國力の發展を目標とする國土開發計畫の確立
- 4、國是遂行の原動力たる國民の資質、體力の向上並に人口増加に關する恒久的方策特に農業及び農家の安定發展に關する根本方策の樹立
- 5、國策の遂行に伴ふ國民犠牲の不均衡の是正を斷行し厚生の諸施策の徹底を期すると共に國民生活を刷新し眞に忍苦十年時艱克服に適應する質實剛健なる國民生活の水準を確保す(以上)。

右要綱は概ね政府自ら今後着々實行すべき具體的施設の基本となるものにして強力なる舉國新政治體制の確立に邁進せんとすることを示唆するものである。

右要綱の示す通り現下の國際情勢並に國內事情よりして國家の總力を擧げて國是の具現を期ねばならぬことは言を要しないところである。

而して其の重要な點を擧れば、國內問題に就きては國內體制の刷新を圖る爲には新國民組織を確立し、所謂舉國新體制を確保、議會翼賛體制の確立、官界新態勢の確立等にして即ち新國民組織とは從來の如き守舊と革新(現狀維持と現狀打破)の二大潮流の相剋、營利主義的諸思潮を一掃するにあらざれば、事變處理、從つて東亞新秩序の建設の完遂は困難であることが

朝野に強く要望せられるに至り、國民的基礎に立つ強力集中的な政治指導力の結成なくしては之非常時局の遂行を期し得られぬ。故に政、經、文化の之に對應すべく大轉換への意圖に基くものである。

議會翼賛體制の確立とは一言にて現せば從來の自由主義經濟時代の相對立する利益代表及び政黨内閣時代の如く議會の過半勢力を占める黨派が内閣を組織して行政部門にも司法部門にも壓迫を加へる結果、議會が實質に於て立法府たる權限以上の力を握るに至るの觀ありし政治組織を革新し學國新體制の一翼として之を是正し議會本來の翼賛體制をとらしめんとする意圖に出たるものである。従つて之に應じ官界も新態勢に順應せざるべからざるは言を要せざるところである。

次に經濟問題に就きては別に頂を改め述ることとなし。

新産業政策

につきては 鐵、石炭、電力の基本物資の劃期的増産を中樞とし、その他の必需物資の豊富低廉なる生産を第一義とし、そのためには休眠せる生産機關、建設物等を總動員し重點主義に

より高能率の工場に資材を集中し、從來の如き實績主義による低能率工場への資材配給を停止すると共に、各種産業内部に於ては機構の再編成を斷行し、企業合同、會社合併を促進しプル組織を強制し産業の徹底的な合理化を圖らんとするにある。商工省では右方針に基き國防國家の建設に邁進せんことを期してゐる。

重工業對策

1、鐵鋼 日滿支を通じ自律鐵鋼業を確立し鐵鋼の自給自足を圖る方針の下に各種の方策を進めてゐるが、そのためには輸送機械工業の發達と重大なる關係を持つてゐるので兩者相俟つて目的の達成を圖る。而して製鐵業に於る銑鋼一貫作業の根本方針は不變であるが、差當つての應急對策としては、スクラップ代用品の生産に力を注ぎ、ルツベ、スポンヂアイン、高周波により生産される原鐵等の生産増加を圖る、一方製鐵業の合同を促進し企業經營の合理化によつて飛躍的な増産を期す。

2、石炭 石炭に就ては今年度より實施しつゝある増産對策が豫期以上の成績を納めつゝあるので今後もこの方針に拍車をかけて積極的増産を圖る、尙石炭増産に關する補償金制度に就

ては再検討を加へるものゝ如し。

化學工業對策

- 1、有機合成事業 に就ては前議會において有機合成事業法が通過したが、更に有機合成事業の發展を期するため來議會には有機合成事業會社法案を提出し、合成事業に對する融資國策會社を設立して合成事業の振興を圖る。
- 2、アムモニア、ソーダ製造業 原料たる工業鹽の確保が必要であるから、日滿支を通ずる近海鹽の増産を圖るため鹽田増設及び運輸機關の統制を行ふと共に滿支に於ける近海鹽の生産擴充計畫を樹立し之に關聯する資材の配給を圖る。

機械工業對策

- 1、工作機械 に就て工作機械製造事業法に依りメーカーを統合して國策會社を設立し國家的指導に依り工作機械の性能の質的向上及び能率の増進を確保し、同時に一般機械工業の統制を強化するため來議會には重要機械統制法案を提出し機械工業の劃期的發展を期する。

- 2、輸送機械工業 の發達は國防上の見地からも急務と目され、自動車、車輛、造船、航空機等の輸送機械の急激な増産を期する爲各種の對策を考究してゐる。

科學振興對策

生産力擴充、生産の合理化のためにも科學の振興は急務と目されてゐるが、このため各種の試験研究機關を有能に動員せしめ技術者の待遇を改善し又官公立の試験所に依らざる有力な機關を設置し民間の經驗を活用する。
尙技術の公開と併行し、高能率經營を目的とする産業合理化運動を起す。

國土開發計畫

商工省としては工場立地の問題として従來も國土計畫を取上げて來たが、輸送關係、港灣、原材料、動力、市場、防空等各種の見地を綜合し重工業、輕工業の配置を立案すべく企畫院を中心にして協議してゐる。

農林政策に關するものは、國民生活必需物資特に主要食糧の自給方策の確立と綜合國力の發

展を目標とする國土開發計畫の確立及び國策遂行の原動力たる國民の資質、體力の向上並に人口増加に關する恒久的方策、特に農業及び農家の安定發展に關する根本方策であるが、大體左の如き内容を持つもので、これを計畫的に具體化する。

一、主要食糧の自給方策は現在としては從來の方法を踏襲し、日滿支を通じ食糧増産計畫を強行するもので、今日の如き統制經濟時代には過剰生産に依つて自由經濟的な米價の低落は來たさぬものとし、出來る丈増産計畫を實行せんとするものである。しかし米は小麥などと異つて國際商品でなく従つて國外の地域的融通性が狭く凶作などの場合に外米の買入が困難となることも豫想される。依つて日滿支を通ずる増産計畫を完行し、且つ貯穀制度を確立して豐作時の生産量を以て凶作時に備へるといふ一種の時間的な縦の融通性を確立する必要がある。

二、國土開發計畫は單に農地の開發を意味するものでなく一般に工礦資源及びその用地の開發をも意味するが農地の場合においては結局日滿支を通じて國土の開發を行ひ積極的に農地の擴張を行ふ方法以外、更に内部的には耕地と工場地帯との合理的な調整、例へば耕地への工業害、礦害等についても單に被害者に對する金銭的賠償といふ見方でなく食糧生産の確保即ち(物)の確保といふ見地から工場移轉或は防備施設の完全化を圖りこの意味で合理的な國土計畫を樹立する。

三、農業及び農家の安定發展の目的は、これに依つて先づ人的資源の中心たる農村人口を維持確保することである。このため農家の經濟的安定を圖り積極的に農村人口の離村を防止することであるがそれは農村人口の吸収に依つて軍需工業の生産力擴充を圖らうといふ現在戰時經濟の持つてゐる要求と牴觸して來るがこの當面の問題は別として、將來の問題としては單に内地農家の經濟的安定發展ばかりでなく大陸を含めての全體的な安定發展を圖る。即ち殖移民を目的とする分村計畫等に於いても之に依つて殘された内地の農家の經濟的安定を固めるばかりでなく殖移民の經濟的安定性をも確立し、廣く大陸の殖移民に要求されつゝある人的資源の培養を求める。この傾向から推して現在の内地の過小農制は修正され耕作單位面積から推しても一種の中農制に轉換し來り、技術的に農業の機械化がある程度實現する可能性が出て來て、將來擴張された軍需工業の轉換方向としても、機械化農業の農具の生産と云ふことも計畫し得る。

文教政策

文政に於ては 現下内外の狀勢に即應して國內體制を刷新し、大東亞秩序を建設するに當つて、我國文政の根本とすべきものは左の三點に歸着することが出来る。

一、國體の本義を明かにし國體の精華發揚を期すること。

一、自我功利の思想を絶対に排し國家奉仕を第一義とする國民道德の確立を期すること。

一、科學の眞諦を普及發展せしめ國家奉仕實現の實踐的基礎を確立すること。

國家興隆の基は(教)と(學)との充實と振興とにあることは論を俟たない。而して教學は本來一體であるべきである。即ち學は教を俟つてその本義が明かになり、教は學をその内容とするときその眞諦が確實となるのであつて、教學と科學とは根柢において歸一すべきものである。從來かゝる意味に於ける教と學との一體の旨を明かにしないで、やゝもすれば教學と科學とを互に分離對立せしめて居る傾向があつた爲に教學と科學とが眞に日本的に振興せられなかつた嫌がある。今此の時局に當つて文政の根本たる三つの點を充實し國家百年の大計を確立するが爲には教學一體の本義に徹して教學の刷新興隆と科學の振興發展とを期せねばならぬ。

教學の刷新 現下時局における教學の刷新は前記の三點に基き制度施設を刷新し、國民生活

から遊離してゐる學術思想を排し、個人主義、自由主義の殘滓を洗ひ去つて國民一體國家奉仕の實を具現するの體制を確立し、博大なる知識、旺盛なる氣力、強靱なる國力を有する國民を鍊成することを主眼としなければならぬ。これ普に國家當面の時局を突破するに必要なのみならず、無窮の皇運を扶翼し皇基を振起し奉る所以である。その方策としては、凡そ

- 1、日本教學研究の振興
- 2、學制改革の實施
- 3、師道の昂揚
- 4、青少年心身鍛鍊の強化
- 5、社會教育の充實
- 6、思想國防の強化。等に力を致さなければならぬ。

科學の振興 國本の培養、國運の發展は教學の刷新と相俟つて科學の振興に因る外道はない。現下の時局に當り科學振興に次の二途ある。一は基礎的科學の振興、一は國防國家を始め現下時局當面の需要に應ずる爲の科學總動員である。この兩者は互に相俟つて始めて其の實現を期すべきで、實に總動員さるべき科學振興は基礎的科學の振興を離れて別個に遂行さるべきものではない。抑々科學を振興せんには研究施設の増設並に擴充整備と研究者及び技術者の増加並に素質向上が必須の要件である。これは科學研究と科學教育との一體的運営に依つてその効始めて完きを得るものであつて、現下の時局に際しては殊に有爲なる技術者の養成を急務とする。

以上の觀點に基き差し當り自然科学振興のため實施せんとする諸方策左の如くである。

- 1、科学研究の擴充整備
- 2、科学研究の連絡の統合
- 3、科学研究者技術者の養成充足
- 4、科学教育の刷新振作
- 5、科学功勞者の表彰

而して所謂科学振興に際して最も重要なことはその基礎的たると應用たるとを問はず、必ず國家奉仕、日本文化興隆をその第一義諦とすること、即ち日本科学の樹立にある。これに向つては所謂科学振興に従事する科学者、將來科学者たるべき青少年學徒に向つて國體本義發揚と科学の振興とは一にして二ならざる旨を實踐的に徹底把握せしむることを要する。即ち日本科学の振興は國體の本義の發揚を離れて期すべからざる所以を識得せしめなければならぬ。

○外交政策 は之を要約すれば從來の消極的方針を一擲し、日滿支三國及南方地域（蘭印、佛印）をも包含する大東亞共榮圈の確立を通し皇道を世界に宣布する皇國の使命達成の爲め、自主的に列強に働きかけ積極的に建設的施策を講じ、國際的大變局を達觀し建設的且つ弾力性に富む施策をなし、進んで我に同調する友邦と提携し目的貫徹に邁進せんとするものである。

以上政治動向の概要を述べたるが、之を要約すれば、從來の如き自由主義的諸政策を一擲し國家總力を一元化し、計畫統制し以て之の非常局の完遂を期せんとするものであるといふことが

出来る。（以上）

財政經濟の動向

現下、我國家最高目標は支那事變の完遂、東亞新秩序建設にあり、この最高國是が日本戰時經濟に課する任務は事變處理、新秩序建設、並に國際變局に對應する爲の國防資材の確保と日滿支を一環とし大東亞を包容する共同經濟圈の確立に依つて自給自足の經濟政策を樹立し、他國に依存せず自立し得る經濟圈の確保に邁進するにある。

従つて前記基本國策要綱並に舉國新體制に對應し轉換期に當面せる財政統制政策に強度の計畫性を附與することは明かにして、其の例を舉れば來年度豫算の如きも節約出来るものは徹底的に壓縮し國防國家目的に振り向ける等重點主義を強化する一方資金の蓄積及び運用の兩方面に互つて全面的且つ綜合的各種の手段を講じて生産力擴充資金の圓滑を期すると共に悪性インフレーションの防遏に積極的努力を拂はねばならぬ。

従つて日本統制經濟の重點がこの目標遂行のための物的資源調達に向けられる事は言を俟たない。故に從來、自由經濟の段階に於ては資本主義の原則に依つて財政經濟の調整は主として

金融政策を通じて行はれるを通則として居たのであるが、現下の如き戦時に於ては物的人的資財の需給均衡が特に破壊される虞れがある場合には従來の如き自由經濟金融政策では其の機能は果されなくなる。即ち生産擴充政策、公債政策、等々到底従來の自由經濟政策によりては其の目的の遂行は出來ない。従つて之が漸次統制、計畫經濟へと移行することは言を要せざるところである。

其の一例を挙げれば政府は目下左記の如き産業團體の編成、生産・配給・消費一元化計畫中なりといふ以つて今後の動向を察知せらるゝであらう。

即ち近衛内閣の基本國策要綱に依る國內體制刷新對策の一として『官民協力による計畫經濟の遂行特に主要物資の生産、配給、消費を貫く一元的統制機構の整備』を目標とし、生産、配給、消費の一貫統制を目的とした經濟機構の再編成を重要國策として取上げた事、即ち従來各種産業團體はそれ／＼自由主義經濟機構の下に各團體の利益を目的として組織されつゝある結果、動もすれば産業團體相互の間に摩擦を生じ國務の運行を阻害する事も少くなかつた。

故に近衛首相は新體制に對應すべき各種産業團體の再編成を急務とし新體制に應ずる計畫經濟を遂行するに必要な組織並に指導精神を樹立涵養する事に依り官民協力して生産力擴充、産

業の合理化に邁進すべき土臺と見做し、従來の産業經濟團體の根本的改編の意圖に依り、其方針としては各種重要産業部門別に生産、配給、消費に互つて一貫的系統的に組織し、諸團體はカルテル、トラストの如き従來の利益追究的組織に非ずして公共的國家機關として計畫經濟遂行に當るべき權限並に義務を賦與されるものであり、そのために來議會には産業團體法案とも稱すべき産業組織法を提出すべく政府部内で準備中である。

即ち従來の産業組合對商業組合の對立の如きものに依つて解消せられより高度なる段階に於て計畫經濟の遂行に參すべく、更に重要産業別に民間財界の有力者を網羅した新團體の結成は國策遂行に當り職能代表的色彩を加へるものとしてその政治的な意義も極めて重大である。

右にて察知せらるる如く總ての經濟關係に於て従來の如き利潤追究的組織は公共的國家本位の經濟機構へと轉換すべきものであらう。(以上)

社會(思想)運動の動向

凡そ社會は常に進化の過程を経つゝある、社會そのものゝ意志も亦常に理想社會の實現を欲求しつゝある。そこに社會の進化があり従つて社會進化の續く限り社會思想あり、これに基く社

會運動あるは當然と云ふべく、之等思想或は社會運動により進化ありとも云ひ得るのである。而して社會(思想)運動發生の原因は其の時代の社會的矛盾缺陷を背景として其の社會的矛盾缺陷を是正して理想社會の實現を目的とするものなるを以て、社會的矛盾缺陷ある限り社會(思想)運動の終熄することはないであらう。

従つて我國の該運動の動向に最も重大なる關係を有するものは目下進行中の新體制の成果如何に掛つてゐるともいひ得る。即ち之新體制が眞に功利主義・個人主義自由主義を排除し、國家國民生活の上に確固たる基礎の下に國體の本義に基く全體的組織が確立せらるゝならば社會(思想)運動も之の線に沿ひて協力するであらうが、新體制に於て矛盾缺陷ありとするならば其の矛盾缺陷に向つて之が是正改革に集中せらるゝであらう。

故に新體制と社會(思想)運動の動向とは最も緊密なる關係を有するものであるといふことが出来る。而して現下の我國内の諸運動は之の新體制組織に多大なる期待を持ち之に即應すべく最近各方面の諸組織を解消し再編成の氣構を示してゐる。即ち各政黨は解散し、社會運動と最も關係を有する労働陣營及各種文化團體の解體再組織である。中にも最も吾等の關心を要する労働團體の再組織産業報國運動である。左に其の一端を記し参考に與せんとす。

産業報國運動

産業報國運動とは、國體の本義に基く皇國産業の本質と皇國産業人の眞使命とに立脚して産業報國精神を確立し、其の普及徹底を圖ると共に之に即應する新産業労働體制を樹立し以て其の全機能の振興發揚を期し、大業を翼賛し奉らんとする官民一體の組織的國民運動である。

本運動は其の提唱以來、産業人の積極的努力と關係各方面の熱意ある協力指導とに依つて、今や産業労働界の大勢を制するに至つた。斯る趨勢は産業報國運動が興亞の大業翼賛の爲に喫緊の要務たるに止らず、日本國家の進展過程に於ける歴史的必然性を有することである。而して本運動の概要と之が運営上の重要事項を記し萬遺漏なきを期せんとす。

即ち最も吾人の關心を有する労働陣營を見るに上は政治組織より下は労働組合に至るまで一切の單獨組織を解消し、産業報國運動に歸一したのである。しかしこれで労働問題自體までがこの激流中に解消したと思惟することは大なる誤謬である。一般に斯る危険性を多分に持つて居ることは特に留意を要する、この再編成を通じて労働問題は新しき見地から再検討を要するのである。

前記せる如く學國的再編成に於ける彼等を單に勤勞大衆が量的に多數である事のみでなく、時局擔當者としての彼等の役割である。近代戦に於いては第一線の戰鬥力と銃後の生産機構が密接に結合することは喋々を要しない、更に近代兵力はこの勞働者農民層を有力なる地盤としてゐることを忘れてはならない、換言すれば戦争遂行は彼等の雙肩にかゝつてゐるといふも過言ではない。

新體制が高度國防國家を目指す以上之が勞働政策はその要求に即應せなければならぬ。即ち勞働力の配置政策と維持培養策・保健問題並に青少年勞働力保護策等々の綜合統一と共に經濟機構との完全なる結合がなくては此の目的は達せられない、勿論この事は實際的には幾多の困難を伴ふであらうが是非乗り切らねばならぬ。それには從來の如く精神運動と事業活動が二元的に分離してゐてはならない、經濟の再編成に於けると同様此處でも倫理と行動の組織的一元化が要求せらる。之と關聯して勞働者の人格を認め、勞資一體の精神を國家奉仕に歸一せしめ各報國會に於て具現するにある。従つて利潤統制は産業報國運動の絶對的條件である。

目下の産業報國運動は三百八十萬の勞働者と三萬の報國會を傘下に集め、各府縣聯合會が既に結成せられ最近に中央機構が成立すると完全なる全國組織を見んとしてゐる。斯くて産業報

國運動は幾多の問題を内包しつつも、僅に二年間で産業、勞働界を席卷し、今やこの勢力を無視しては生産力擴充計畫も勞務動員計畫も出來ざるに至つた。

兎に角（産業報國運動は東亞新秩序建設に照應する國內新秩序建設の一環として、産業勞働界に新體制を樹立し、かゝる國家的要請に即應せんとする歴史的意義を有するものである）而して現下の勞働問題は分配の問題ではなく、統制經濟の一環として、如何に勞働力を保持し、培養し、整備して勞働力發揮に遺憾なきを期するかに在るのである。故に此の意味に於ける勞働問題は一度その處置を誤る場合その影響は單に勞資間の問題に止まらず勞働問題は在來の問題より更に廣範圍となりその影響する處は戦争目的遂行、東亞新秩序建設上至大の關係を有する重要性が加はり來たことに留意し遺憾なきを期せねばならぬ。

自由主義的資本主義的諸運動

既に論じたるが如く、從來は自由主義的、資本主義的、諸運動により産業の發達を促進せしめ、日本國家の興隆に寄與せし所の至大なることは萬人の認める處であるが、今日の如く資本主義の矛盾缺陷を生じ爲に現下の非常時局遂行に支障を來たす根本原因を包藏するに至つては之

が革新は世界的情勢とならざるを得なくなつた。即ち一大轉換期に遭遇したることは多言を要しない處であるが、永き間資本主義的イデオロギーにより養育せられたる思想は一朝にして革新轉換せらるゝことは困難にして現下の如き非常時局に際しても種々なる形態によりて、之が殘骸を各所に發見することは誠に遺憾とする所にして、之等諸運動も今日に於ては社會(思想)運動として警察取締の一對象となるのみならず、社會問題とし銃後秩序を亂すものとして嚴重なる取締を要すべきものである。之の最も常に吾人の見聞する處の闇取引の如きもこの一例である。之を要するに過渡的時代には斯の如き殘存的イデオロギーの保持者は甚だ多數あることを覺悟せねばならぬ。然し彼等をして覺醒せしむるには、國民大衆を國家に奉仕せしむる爲には、如何なる社會的犠牲も大なると考へてはならぬ、大衆の國民教育は社會改革を通じてのみ實現することが出来ることを深く認識し反國家的行動は斷乎として取締るべきである。

社會主義的諸運動

本運動は現下の我國内にては表面は全部轉向し之等諸團體は解散し産業報國運動若しくは國家主義、國民主義的諸運動に合流したる觀あるも、既に本論にて再三述べたる如く彼等には相

當科學的體系を有する世界觀を根強抱持したるものにして如何なる程度の轉向かは今後の實踐運動に調するより他なきも人民戰線的に潛入し過渡的諸政策の矛盾を捉へて自己本來の運動の方向に有利に轉換指導せんとすることなきやは現下の最も重大關心事なることを留意すべきことである。本運動は本論に於て詳細に述べあるを以つて之を参照斟酌し現下の現實に即したる全體的、國家奉仕の觀念に指導歸一せしむることに萬全の努力を拂はねばならぬことは警察官としての重大責務の一たることであることを自覺せざるべからず。

現状維持諸勢力と革新諸勢力

從來の社會(思想)運動の觀念とは其の趣を異にするも最早、現状維持諸勢力の諸運動も政治、社會運動の對照となること自由主義、資本主義諸運動に於て述べたる處と軌を一にするもので新體制・全體主義的學國的總力戰體制とは相容れない點あること既に検討せられたる處にであつて、之が團體的組織的運動ありとすれば、政治問題或は社會問題として其の及す影響は甚大なるが故に之等諸勢力の動向並に行動に關しては重大なる關心を要する事柄にして常に之等の動靜に注意を拂ひ疑しき行動に對しては特に上官と慎重協議し之が對策に遺憾なきを期ねばならぬ。目下の現状維持諸勢力は相當に上層階級に屬するものゝ中にもあるものと目せれるが故に之が取締は周到なるを要す。

次に目下進行中の新體制は近衛聲明にもある通り急激なる變化を避け漸進主義を取ると共に過渡的時代には諸矛盾が集積するを常とするを以て急進的革新諸勢力は之過渡的矛盾缺陷を捉へて大衆運動或は非合法的諸運動を展開せんとすることは推察に難くない處であるを以て之等急進的革新諸勢力に對して最も周到なる注意を要する時機たることは治安維持を最大任務とする警察官の一大關心事であらねばならぬ。

結 論

以上紙數の關係上極めて概略を述べ諸彦の注意を喚起したが最後に一言致し度きことは社會(思想)運動は從來の歴史を調するに戦後に特に激甚を極める必然性を有するものにして、即ち戦争の爲に凡ゆる物資を大量的に消耗し、且つ諸政策を戦争目的に集中し他を顧る暇なく國民生活も極度に行詰を來しゐる等戦後の過渡的轉換を要する等々の事情よりして失業者の續出、金融關係の不圓滑、産業の轉換等の諸問題が同時的に勃發し所謂社會不安を生じ、種々なる形態に於て社會(思想)運動が激増を示すものである。

此の時に之等の取締に一步を誤れば國家の重大事へと發展するものであることは諸外國の實例が證明するところにして、此の時は急進的左、右、兩翼共に最も注意を要することを銘記すべきである。之が對策としては現下進行中の新體制を徹底せしめ吾が凜然たる肇國の精神に則り全體的國家奉仕の信念に大衆を歸一せしむることが、最大の現下及將來の急務たることを深く認識し之が徹底に全力を傾注せねばならぬ。

増 補 終

